

農業者のための労災保険 特別加入ハンドブック

－ 農作業事故と労災保険制度 －



絵提供: 竹内秀人氏

平成26年2月

徳島県農業会議

目 次

農作業事故と労災保険制度について	1
みんなて無くそう農作業事故	2
1. 減らない農作業事故	2
2. 事故区分別死亡事故の発生件数	4
3. 年齢階層別死亡事故の推移	4
4. 機種別機械作業事故件数の推移	5
5. 時間帯・月別による農作業事故の発生状況	7
農作業事故の原因と防止対策	8
1. 農作業事故は、以下の4つの災害要因が絡み合っています	8
2. 危険を予知して見えない事故要因を取り除く	8
3. 安全な農作業に必要な知識・技術を習得する	10
農作業安全の取り組み	10
労働保険とは	11
労災保険の位置づけ	11
労災保険への特別加入	13
(1) 特定農作業従事者の加入	13
(2) 指定農業機械作業従事者の加入	14
(3) 中小事業主等の加入	14
労災保険加入の手続き	15
(1) 加入手続きの流れ	15
(2) 特別加入手続きの留意点	15
給付基礎日額と保険料計算	17
(1) 給付基礎日額・保険料一覧表	17
(2) 保険料の算出	18
補償の内容	19
加入プランと補償の内容	19
万一の事故に備え、ぜひ労災保険に	20
労災保険制度の仕組み	21
第1 労災保険の基礎知識	21
1. 労災保険の目的、事業	21
2. 適用事業の範囲	21
3. 労災保険の適用労働者	22
4. 業務上の災害	22
5. 業務上の疾病	23
6. 通勤災害(法第7条)	26
7. 給付基礎日額の算定(法第8条)	27

第2 労災保険の特別加入制度について	29
1. 特別加入者の種別	29
2. 特別加入者の給付基礎日額	29
3. 特別加入者の保険給付	29
4. 特別加入者の保険給付に対する支給制限	30
5. 特定業務従事者の健康診断等	30
6. 中小事業主等の特別加入	30
7. 一人親方等の特別加入	30
第3 労災保険給付について	32
1. 療養補償給付	33
2. 休業補償給付	34
3. 傷病補償年金	35
4. 障害補償年金	36
5. 介護補償給付	40
6. 遺族補償年金	42
7. 葬祭料	45
8. 通勤災害の保険給付	45
第4 労災保険給付の通則	46
1. 基本権と支分権	46
2. 保険給付の支給期間	46
3. 年金の内払	46
4. 年金の過誤払	47
5. 未支給の保険給付	48
6. 死亡の推定	49
7. 保険給付の支給制限	49
8. 費用徴収制度	50
9. 受給権の保護	50
10. 保険給付の非課税	50
11. 保険給付の一時差止め	50
12. 不服申立て	50
13. 保険給付の時効	51
14. 第三者行為災害	51
15. 社会保険との調整	52
ヒヤリ・ハットの事例	53
特別加入関係の様式・記載例	59

農作業事故と労災保険制度について

全国では、農作業事故死が毎年400件も発生し一向に減る気配はありません。

徳島県でも農作業による重大事故が増加傾向にあります。被災者の多くは事故補償を受けておりません。

万が一にも悲惨な農作業事故が起きますと、医療費等の出費がかさみ、家計を圧迫してしまいます。その治療が高度医療ともなりますと、農業所得では賄い切れなくなってしまいます。加えて治療期間が長くなりますと、家族労働への負担が過重となりますので、作業が遅延する等による農産物の品質の低下や、経営規模の縮小・廃止を余儀なくされるなど、農業経営の存続に与える影響は深刻なものとなります。

近年では従業員を雇用する農業経営も多くなってきましたが、常に従業員の農作業事故に気を配らねばなりません。事業主である使用者は、労働安全衛生法により安全配慮義務を負っておりますので、農作業中の事故で従業員が負傷しますと、その治療費を全額負担する必要があります。

また、不幸にも従業員が農作業事故により亡くなったりしますと、使用者責任が問われ、被災者に多額の損害賠償金を支払うことになりかねません。こうした出費がかさみますと、最悪の場合は労災倒産に至る場合もあります。

これらの対策として、被災者の生活を守る国の労災制度が力強い味方となります。従業員の労災補償はもとより、特別加入制度を活用することで本来は労災制度の対象外である事業主等（農業経営者及び家族従事者）も労災補償が受けられるのです。

労災保険に加入することにより、農作業事故によるケガ等の治療が受けられるほか、休業補償や傷害補償、遺族補償があるなど、労災保険に加入することが必要不可欠となっております。

個人農家や従業員を雇用する農業経営が、労災制度に加入していない状態は、国の自賠責保険に入っていない自動車を運転しているのと同じ状態で、事故補償の備えが全くない状態といえます。今後を展望しますと、事故補償なくして農業経営の持続的発展はあり得ないと言えます。

このためには、農業経営者はもとより、農業関係機関が意識改革し、組織的な農作業安全運動の取り組みと併せて、労災制度への特別加入推進が重要となります。

本冊子は、農作業事故と労災保険への特別加入制度について紹介しておりますので、労災保険への特別加入を検討している農業経営者やJA等の農業関係機関の活動の一助となれば幸いです。

平成26年2月26日
徳島県農業会議
農業雇用改善アドバイザー



みんなで無くそう農作業事故！

1. 減らない農作業死亡事故

農作業事故死亡件数(全国)

平成20年度	374人
平成21年度	408人
平成22年度	398人



死亡事故者の建設業との比較 (全国)

S46年度 → H22年度

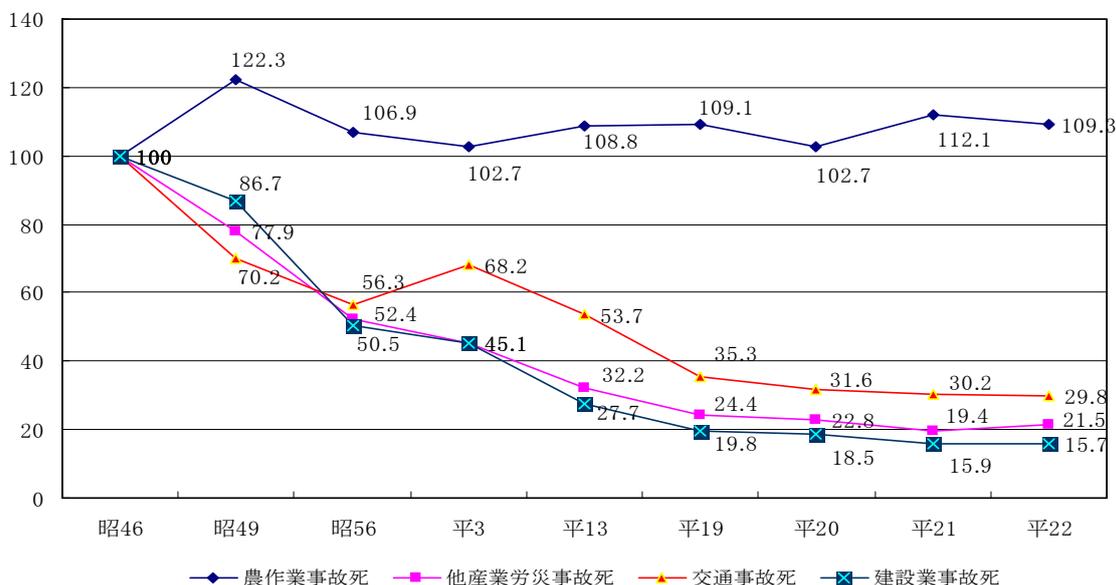
農業	364人(100%)	→	398人(109.3%)
建設業	2,323人(100%)	→	365人(15.7%)



農作業による死亡事故は、毎年400人前後で推移しております。毎日一人以上の方が全国のどこかで農作業事故で亡くなっています。

建設業分野では、安全対策の徹底で死亡事故の発生は大幅に減少していますが農業分野では、逆に増加基調にあります。これまで最も危険な業種だといわれてきた建設業分野ですが、今では農業が最も危険な業種であると指摘されています。

農作業事故死と他産業労災事故死、交通事故死、建設業事故死の推移

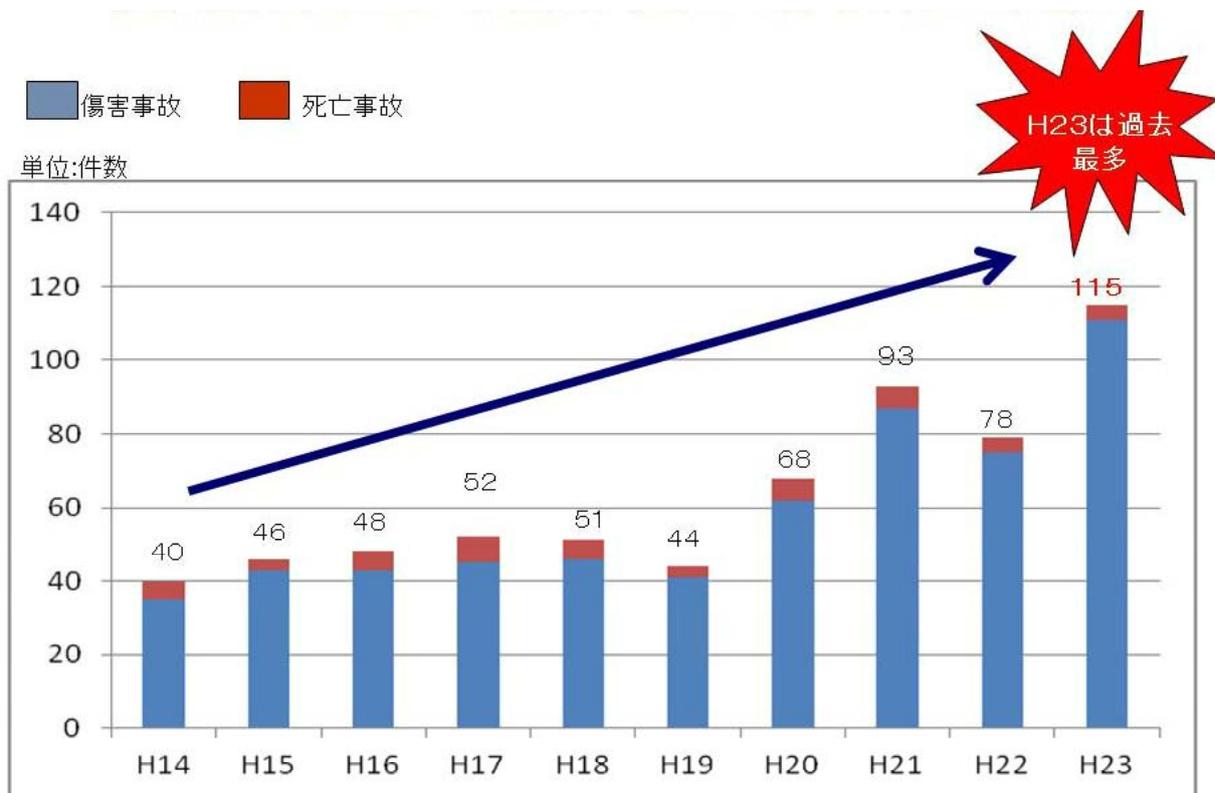


前頁図からみて、昭和46年から現在までの40年間で、交通事故死件数、建設業事故死件数、他産業労災事故死件数は急ピッチで減少していますが、農作業事故死の件数は一向に減少する気配はありません。

建設業の場合は雇用労働が中心で、労働法規制の対象として、労災の発生件数はもとより、事故原因の究明と個別の改善勧告がなされ、徹底して事業主責任が追及されることで、業界が一丸となって労働安全運動が組織的に行われてきました。

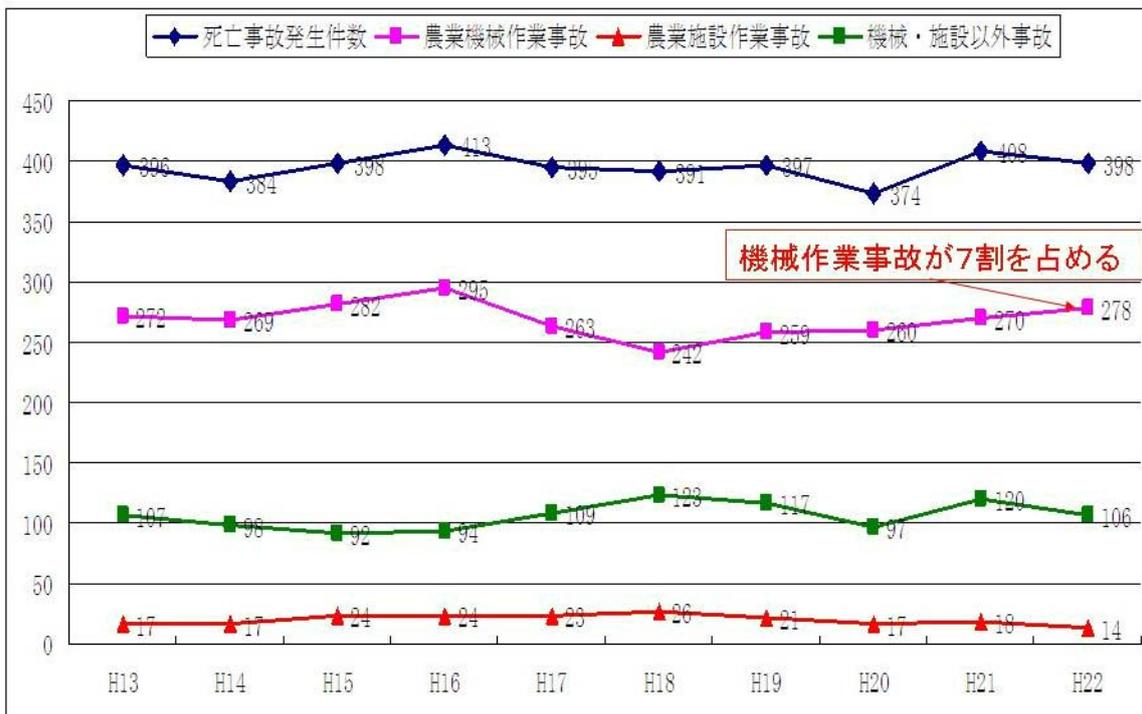
しかし、農作業事故のような場合は、農業そのものが個別経営による家族労働が中心であり、事故の経験がそれぞれ個人内部に留まってしまい、個人情報が多く、多くの農業者の共有財産とはなっていないことから、労災撲滅運動のように事業所ぐるみ、組織ぐるみの農作業安全運動には至っていないのが現状です。

徳島県における農作業事故の発生状況



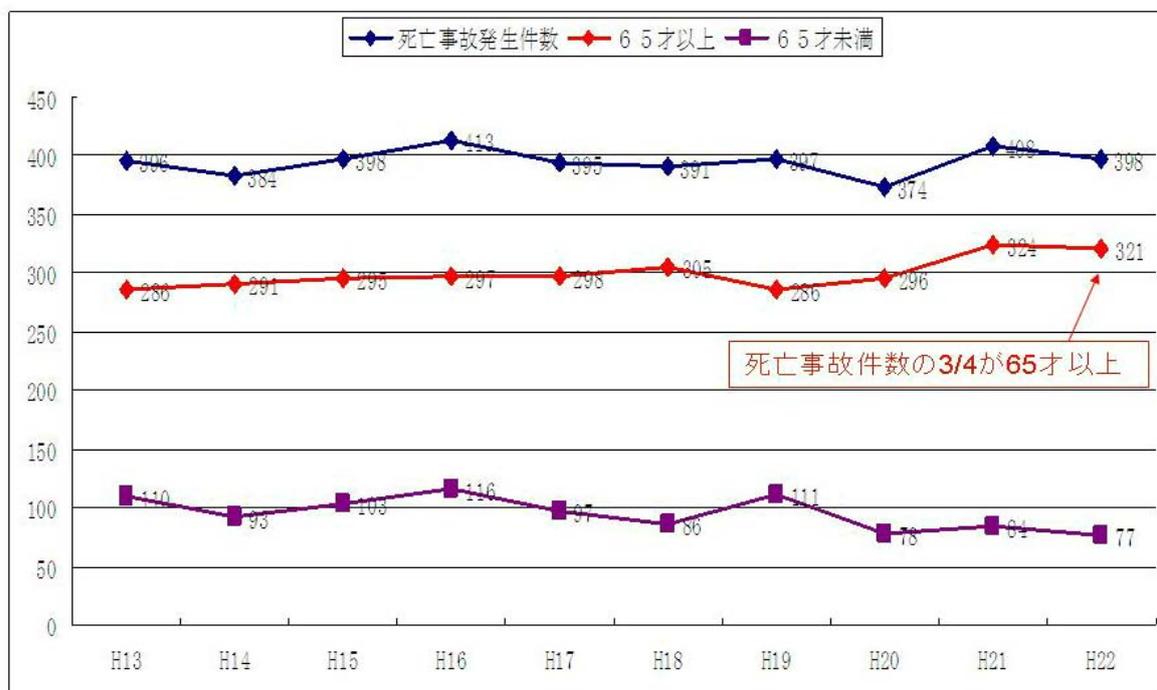
徳島県においても農作業事故の発生件数は増加傾向にあり、平成23年度は過去最多の件数となりました。このうち毎年4～6人が農作業死亡事故で亡くなっており、6割の方は農業機械作業時の事故で亡くなっています。

2. 事故区分別死亡事故の発生件数



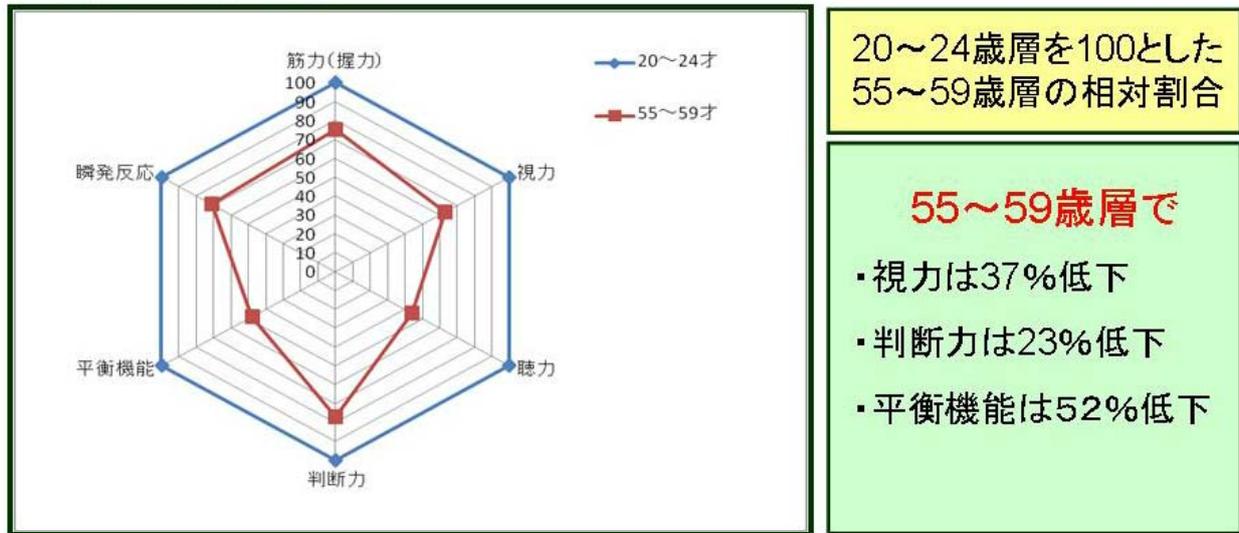
農作業による死亡事故発生件数を事故区分別にみると、農業機械作業事故による死亡件数が全体の7割を占めています。

3. 年齢階層別死亡事故の推移



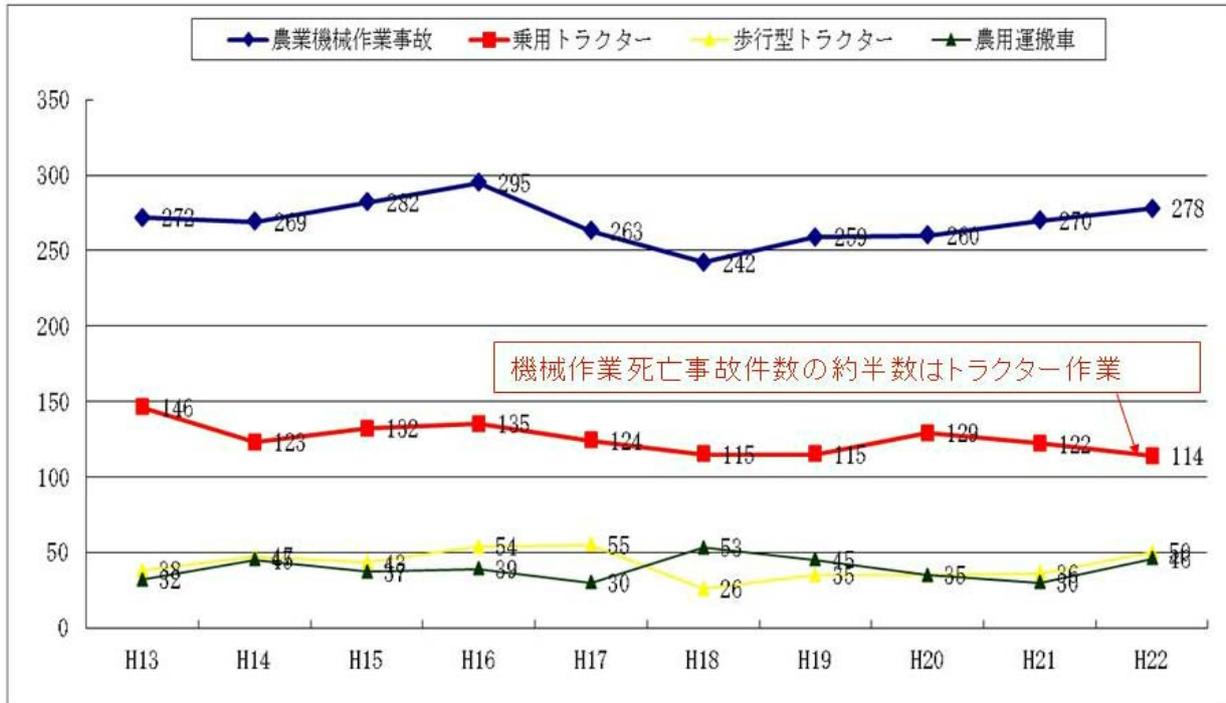
農作業による死亡事故発生件数を年齢別にみると、65歳以上の年齢階層が全体の3/4を占めています。

加齢による心身機能の低下



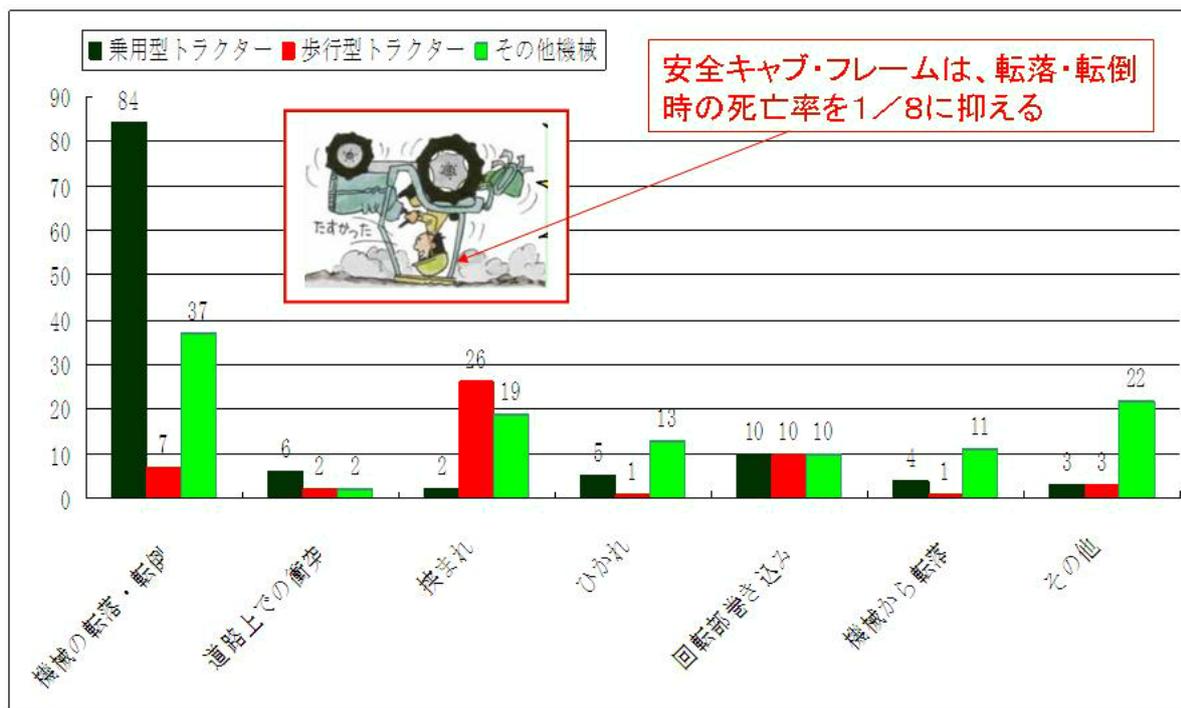
年齢が高くなると、視力、平衡機能、とっさの判断力等の心身機能は低下します。自らの体力が、若い頃とは違うという自覚をした上で、余裕を持った作業を心がけることが大切です。

4. 機種別機械作業事故件数の推移



農業機械作業事故による死亡件数をみると、約半数は乗用トラクター作業による死亡事故です。これに歩行型トラクターの死亡事故件数を加えると、死亡事故割合はもっと高くなります。

機械作業の原因別死亡事故件数



農業機械作業による原因別死亡事故件数を見ると、乗用トラクターの「転落・転倒」、小型トラクター等による「挟まれに等」による死亡事故が目立っていますが、乗用トラクターでは安全キャブ・フレームがあることで、「転落・転倒時の死亡率」を1/8に抑える効果があるといわれています。その上で、ヘルメットとシートベルトを締めると安全性はもっと高くなります。

トラクターが、転倒しやすい理由



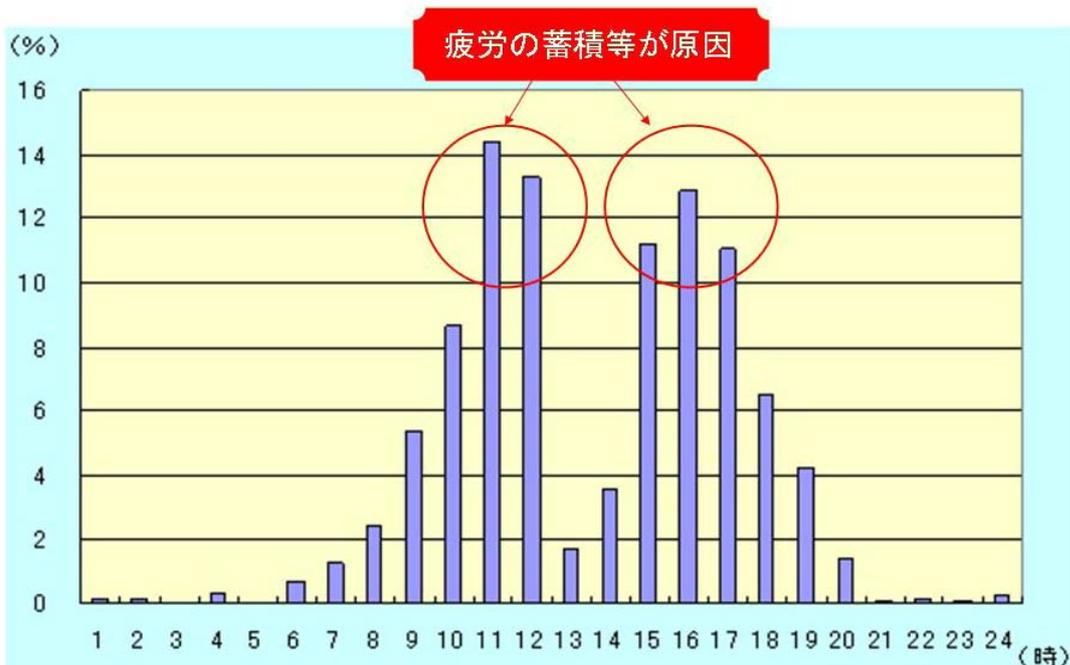
タイヤも大きく重心位置が高いため、ある傾きを越えると接地点の外側に重心位置がきて、一気に転倒する恐れがあります。

前車輪軸が1点で支えられており、左右前方にバランスを崩しやすい。バランス的には三輪車と同じだ。

乗用トラクターは、タイヤも大きく重心位置が高いことや、前輪軸が一点で支えられていることから、左右前方にバランスを崩しやすい乗り物で、バランス的には三輪車と同様です。

傾斜地や進入路の未整備など構造的に危険な場所では、更にバランスを崩しやすくなりますので、作業現場の点検・整備が欠かせません。

5. 時間帯・月別による農作業事故の発生状況

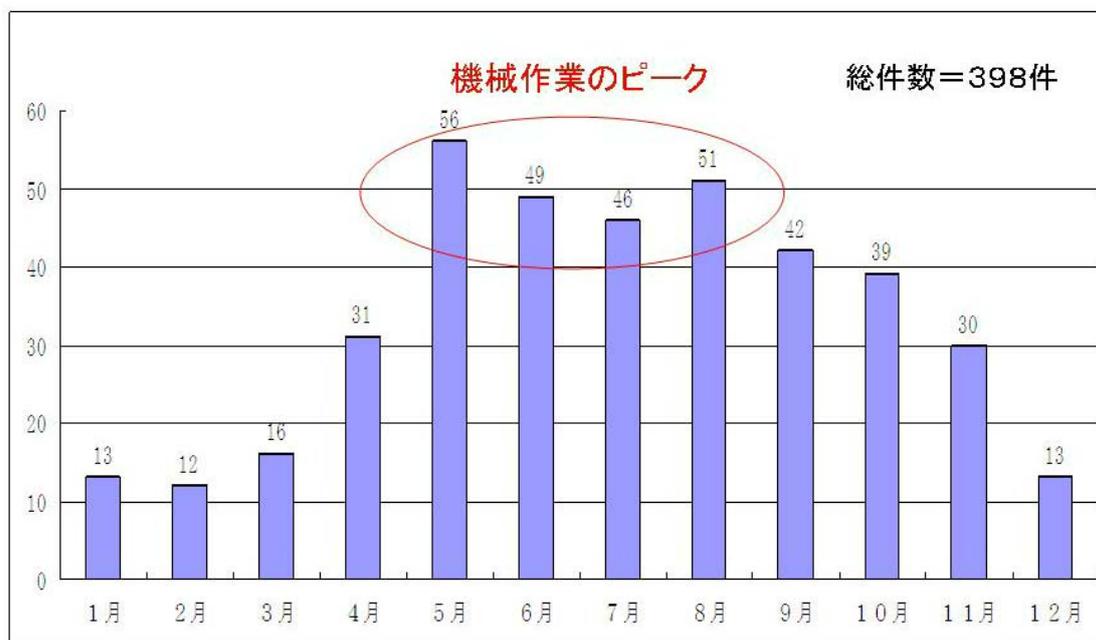


農作業事故が発生する割合は、一日の時間帯によっても異なります。事故発生ピークは午前と午後に1回ずつあります。午前中は昼休み前の11時と終業前の16時の2回です。

これらは、いずれも疲労の蓄積等が原因で判断力が低下するなど、ヒューマンエラーに加え、作業予定時刻までに片づけたいといった焦り作業などが重なって事故が起きやすくなってくるものと考えられますが、午前と午後に適宜、休憩をとることが大切です。

また、農作業事故発生状況を月別に見ても、発生にピークがあります。これは機械作業体系が整った水稲作の作業時期と一致し、1年のうち5月～8月までが事故発生割合が高くなります。

月別の事故発生状況



農作業事故の原因と防止対策

1. 農作業事故は、以下の4つの災害要因が絡み合って起こります

①安全衛生管理上の欠陥

作業現場の安全改善や作業内容上の危険防止等に対する経営者の安全衛生管理上の欠陥(管理責任)

②不安全・不衛生な行動

ヒューマンエラー(「思い込み」「誤った判断や動作」「聞き違い」等の人為ミス)による運転の失敗等、安全装置の無効化、保護具・服装の欠陥、危険認識の放置等。

③不安定・不衛生な状態

傾斜地や高い所、狭い所、厳寒、酷暑などの不安定・不衛生な作業現場

④欠陥機械・欠陥施設

整備不良の機械や施設、安全フレームのないトラクター等が起因物、加害物



圃場出入り口の斜面が削れ丸くなっていると車輪が浮きとても危険だ

2. 危険を予知して見えない事故要因を取り除く

①危険予知 (リスクの発見)

農作業事故の事例やヒヤリ・ハット事例を基に見えない事故要因を発見する

②見えない事故要因を取り除く

圃場への進入路の改善など作業環境の改善、農業機械・施設の整備など

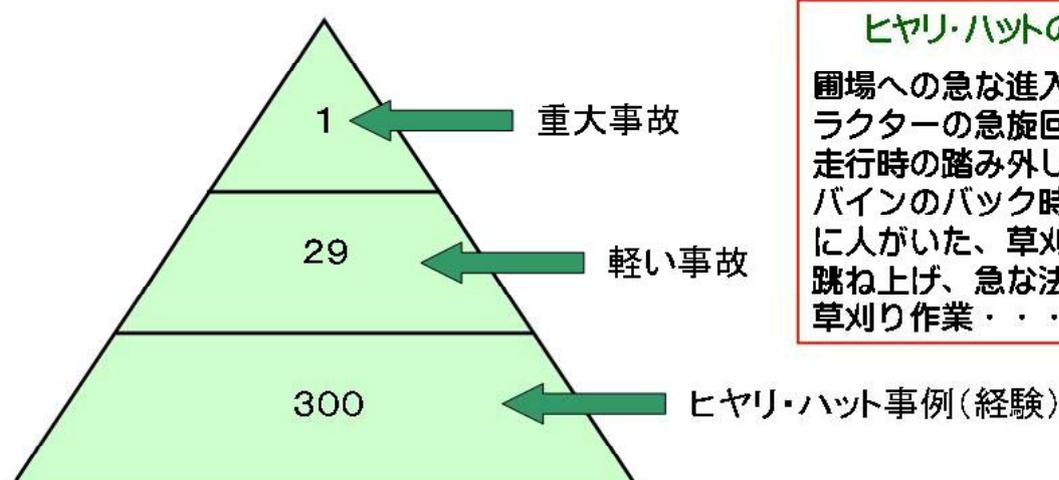
③農作業事故の防止



ヒヤリ・ハット事例(経験)の発生

1つの重大な事故の背後には、同じ原因で29件の軽い事故と、300件のヒヤリ・ハットの事例が発生しているといわれています。これを**ハインリッヒの法則(1:29:300)**といいます。

現実に農作業事故につながらなくても、作業中にヒヤリとしたことやハットとしたこと(「ヒヤリ・ハット体験」といいます。)を地域の皆で話し合い、その情報を共有・認識することで農作業の未然防止につながります。

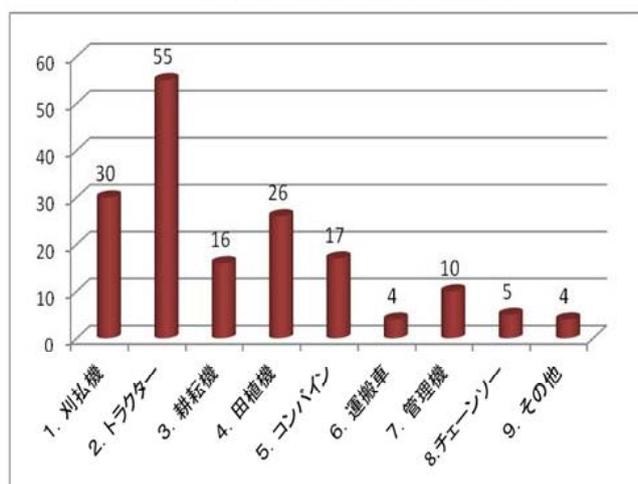


ヒヤリ・ハットの事例
 圃場への急な進入路、トラクターの急旋回、路肩走行時の踏み外し、コンバインのバック時に後部に人がいた、草刈り時の跳ね上げ、急な法面での草刈り作業・・・

ヒヤリ・ハットの事例

ヒヤリ・ハットについて、地域の皆で話し合い、互いにヒヤリ・ハットの事例を共有・認識することが、農作業事故の未然防止に繋がる。

機種別ヒヤリハット件数(平成23年度)



出典:JA全農とくしま

ヒヤリ・ハット事例のアンケート調査より

1.刈払機	肩のベルトがはずれ落下、膝の所に刃がきてズボンを切った。 人に呼ばれてふりむいたときのヒヤリ感 足元が悪く転びそうになった。 エンジンの音が大きすぎて近くに人がいるのが分からなかった時 足をすべらし、怪我をしそうになった。 回転刃が地面に当たりキックバックして足を切りそうになった。
2.トラクター	畑から出る時、坂道で前輪があがり不安定な状態になった。 運転中ずべて危険を感じた。 田への乗り入れ時に倒れそうになった。 圃場から出る時前から出たため前輪が浮き転倒しそうになった一瞬のことで生きた心地がしなかった 坂道でタイヤがすべってショックをうけた。 坂での回転時 アクセルとブレーキを同時に踏み前を破壊した。 田より出る時、ハシゴよりタイヤがはずれトラクターが傾いた。 爪を回したままはやく走った
3.耕耘機	バックで耕耘中に耕耘機とハウスの柱に挟まれた。 バックの時ハウスのつまに挟まれかけた。 高速でのバックギアでハンドルが浮いて巻き込まれそうになった。 耕耘の時、土地が固かった場所で急に走り出し転倒した。 回転する時 バック中ブレーキのワイヤーが切れてハウスにはさまれた
4.田植機	運搬・移動の時 田植中に台から足がすべり、車輪に挟まれる。 トラックに載せる時に前が浮いて落ちそうになった。 田に入る時、急勾配のため転倒しかけた。 圃場から出る時転倒しそうになった。 田の入り口で転倒したこと
5.コンバイン	チェンジ操作ミスによる前後進 コンバインの掃除後モミ上げの回転部に人差し指を何気なく持っていて骨とつめを傷つけた。 コンクリートの壁に刈り取り部が当たり石が飛んできた。

出典:JA全農とくしま

3. 安全な農作業に必要な知識・技術を習得する

- ①作業前に、これから取り組む作業で予想される危険箇所の「見える化」を考えるとともに、必要な知識・技術を習得する。
- ②ヒューマンエラーの減少とスムーズな回避行動が可能となる。
- ③農作業事故の防止と被害の軽減につながる。



危険作業箇所の「見える化」



農業機械使用者安全講習会

農作業安全の取り組み

- ①過重労働はしない・させない
- ②農作業の手順を考える
- ③危険箇所での作業は慎重に
- ④作業開始前の危険予知
- ⑤ヒヤリ・ハット事例を聞く
- ⑥農業機械・施設の安全点検
- ⑦農作業中の不安全行動はしない
- ⑧保護具の着用と安全点検

- ⑨農薬は保管箱で施錠する
- ⑩ストレスの解消
- ⑪適度な休憩、健康管理の徹底
- ⑫農機操作中の携帯電話は禁止
- ⑬JAや行政機関との連携
- ⑭事故防止の情報収集
- ⑮従業員には安全衛生教育を徹底
- ⑯労災保険に加入する

労働保険とは ...

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」という。）と雇用保険との総称で、労働者の業務上災害と通勤途上災害による傷病等に対する補償（労災保険）や、労働者が失業した場合の給付（雇用保険）等を行う制度です。

労災保険とは

労働者が業務上の災害や通勤によって負傷したり病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うもの

雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うもの

※ 労働保険は、**農林水産の事業の一部を除き**、法人・個人を問わず労働者を一人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務付けられています。

労災保険の位置づけ

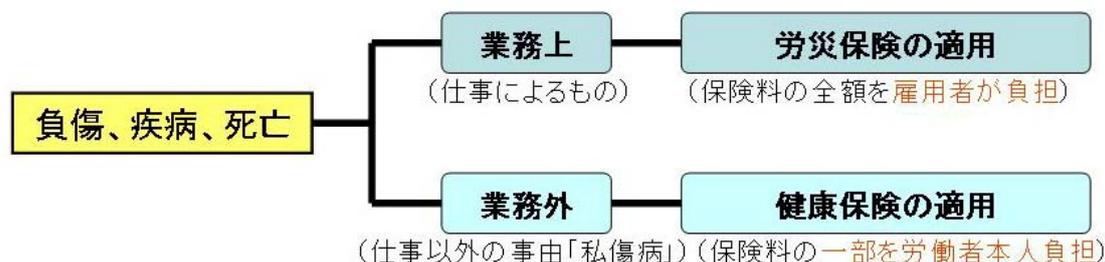
○労働者への災害補償は雇用者の義務（労働基準法）

パートやアルバイトであっても労働者を雇った場合、使用者は労働者の業務災害・通勤災害に対する補償の義務があります。（労働基準法第75条～85条）

○労災保険で災害補償が行われる場合に雇用者の補償責任は免除

この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れます。（労働基準法第84条）

○業務上の負傷・疾病、死亡は労災保険で、私傷病は健康保険、JA共済は、これら保険の上乗せと考えるべきだ



○労災保険の適用事業と暫定任意適用事業

★適用事業とは ...

一人でも労働者を雇用して事業が行われている限り、当然に労災保険の保険関係が成立する事業をいいます。

★暫定任意適用事業とは ...

農林水産の事業については、雇用も少なく事業規模も小規模なため、労災保険への加入は事業主又は労働者の意思に任されています。この事業を暫定任意適用事業といいます。

従って、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農業は、労災保険への加入が任意となっています。ただし、雇用労働者の過半数が希望するときや、事業主が特別加入している事業については、使用される労働者は強制的に労災保険に加入しなければなりません。

※ 法人経営の農業は、一人でも労働者を雇用している場合は適用事業となります。



○成立手続きの方法

労働保険の適用事業となったときは、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）を經由して、又は労働保険事務を委託している労働保険事務組合を通じて、徳島労働局へ提出します。

労災保険への特別加入

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方であっても、その作業の実態や災害の発生状況などからみて、労働災害にあう危険性は通常の労働者とかわらないなど、特に労働者に準じて保護する必要があると認められる一定の者に対して、特別に労災保険への任意加入を認めているのが、労災保険の特別加入制度です。

農業者の方の場合には、下に掲げる3つの制度のいずれかに特別加入することができます。



(1) 特定農作業従事者の加入

年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模(この基準を満たす地域営農集団等を含む。)で、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜若しくは蚕の飼育の作業を行う自営農業者(労働者以外の家族従事者などを含む。)であって、次の(イ)から(ホ)までのいずれかの作業に従事する者をいいます。

(イ) 動力により駆動される機械を使用する作業



(ニ) 農薬の散布の作業



(ロ) 高さが2メートル以上の箇所における作業



(ハ) サイロ、むろ等の酸素欠乏危険場所における作業



(ホ) 牛、馬、豚に接触し、又は接触するおそれのある作業



(2) 指定農業機械作業従事者の加入

- 自営農業者(労働者以外の家族従事者などを含みます。)であって、次の機械を使用し、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う方をいいます。
- 指定農業機械を使用する15歳以上の男女、兼業農家でも、学生でも機械を使う人なら誰でも加入できます。

- (1) 動力耕うん機、乗用型トラクター
- (2) 動力溝掘機
- (3) 自走式田植機
- (4) 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- (5) 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
- (6) トラックその他の自走式運搬用機械
- (7) 定置式又は携帯式の動力揚水機
- (8) チェーンソー、コンベヤー、動力草刈機等の機械



(3) 中小事業主等の加入

● 中小事業主等

農業の場合には常時300人以下の労働者を使用する事業主及び事業主の家族従事者は特別加入することができます。

● 継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる場合には、常時雇用しているものとして扱われます。

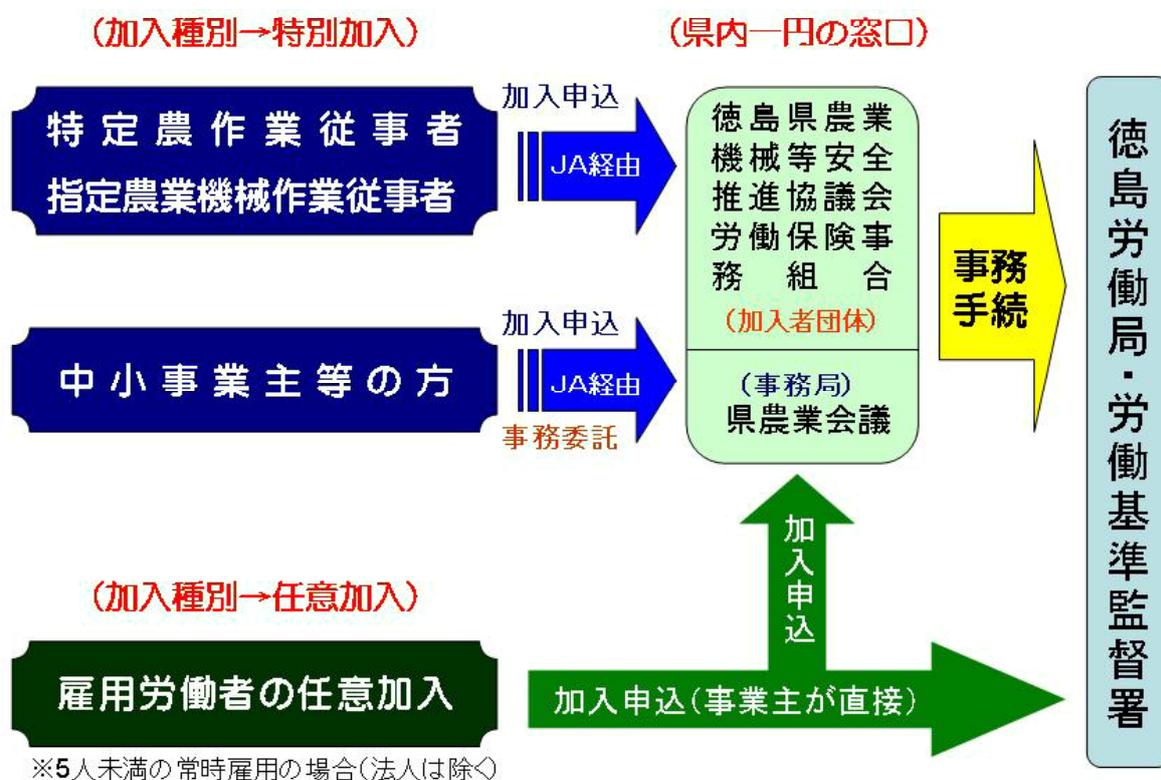
● 中小事業主等の特別加入要件は……

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
 - ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。
- の2つの要件を満たすことが必要となります。



労災保険加入の手続き

(1) 加入手続きの流れ



(2) 特別加入手続きの留意点

○特別加入の手続は？

農業における一人親方等の特別加入(特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者)については、自分で直接加入手続きをすることはできませんので、特別加入者団体(徳島県農業機械等安全推進協議会労働保険事務組合等)を通じて加入する必要があります。

また、中小事業主等として特別加入する場合は、労働保険の事務処理を労働保険事務組合(徳島県農業機械等安全推進協議会労働保険事務組合等)に委託する必要があります。

※ 特別加入者団体を事業主とし、一人親方等を雇用労働者とみなして労災保険を適用しています。

○年度途中で加入した場合の保険料は？

年度途中で加入した場合の保険料は、1年間に必要な保険料を月割り計算した額となります。保険料は月割り単位ですので、月初めの1日に加入しても、月末に加入しても1ヵ月分の保険料は必要となります。

脱退した場合も同様で、1日に脱退しても、月末に脱退しても保険料は1ヵ月分が必要となります。

○保険料以外の費用は？

徳島県農業機械等安全推進協議会労働保険事務組合の場合は、保険料以外に事務手数料として、特別加入者1人当たり年間・1,500円が必要です。

また、中小事業主等として特別加入する場合は、特別加入者1人当たり年間・1,500円に加えて、雇用労働者にかかる労災保険料総額の15%相当額が事務手数料として、別途必要となります。

○費用の支払方法は？

徳島県農業機械等安全推進協議会労働保険事務組合の場合は、特別加入時又は年度更新時に、1年分の保険料と事務手数料を一括してJA等の金融機関を通じて納付して頂きます。期別納付の取扱はしておりません。

○年度途中で任意脱退は？

特別加入者が年度途中で任意脱退する場合は、任意脱退した日の属する月の翌月以降の保険料は還付しますが、事務手数料は返還できません。

○一人親方等の特別加入者が労働者を雇用する場合は？

個人経営の農家で使用する労働者が5人未満である場合、労災保険への加入は、原則として任意加入ですが、既に事業主が一人親方等として特別加入している場合は、常用労働者を1人でも雇った場合は適用事業となり、強制加入の対象となります。この場合、事業主等が特別加入を続けたいという希望があれば、一人親方等の特別加入を脱退し、中小事業主等として特別加入することを推奨します。

○さかのぼって加入・脱退ができるか？

一人親方等の特別加入の手続きは、意思表示の時点の取扱となりますので、過去にさかのぼっての加入・脱退の手続きはできません。これは、事故が起きてから労災に特別加入することを防ぐ趣旨からきたものです。

なお、特別加入による効力の発生日は、徳島労働基準監督署へ提出した日の翌日となります。

○給付基礎日額の変更はできるか？

加入時点で選択した「給付基礎日額」は、年度途中に変更はできません。給付基礎日額を変更したい場合は、年度末までに「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して徳島労働局長あて提出することで、翌年度より変更することができます。

また、労働保険の年度更新期間中にも当年度に適用される給付基礎日額を変更することは可能ですが、災害発生前に申請することが前提となります。

給付基礎日額の変更申請前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額の変更は認められません。

給付基礎日額と保険料計算

(1) 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 (賃金総額) B=A×365	年間保険料		
		特定農作業従事者 B×9/1000	指定農業機械作業従事者 B×4/1000	中小事業主等 B×12/1000
25000 円	9,125,000 円	82,125 円	36,500 円	109,500 円
24,000	8,760,000	78,840	35,040	105,120
22,000	8,030,000	72,270	32,120	96,360
20,000	7,300,000	65,700	29,200	87,600
18,000	6,570,000	59,130	26,280	78,840
16,000	5,840,000	52,560	23,360	70,080
14,000	5,110,000	45,990	20,440	61,320
12,000	4,380,000	39,420	17,520	52,560
10,000	3,650,000	32,850	14,600	43,800
9,000	3,285,000	29,565	13,140	39,420
8,000	2,920,000	26,280	11,680	35,040
7,000	2,555,000	22,995	10,220	30,660
6,000	2,190,000	19,710	8,760	26,280
5,000	1,825,000	16,425	7,300	21,900
4,000	1,460,000	13,140	5,840	17,520
3,500	1,277,500	11,498	5,108	15,330

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、給付基礎日額が高ければ、補償内容が高くなりますが、その反面保険料も高くなります。

給付基礎日額を選択する場合は、現在の所得水準に見合った額を選択します。例えば、特別加入者の農業所得が月額30万円とすると、給付基礎日額は10,000円となります。

なお、特別加入者の給付基礎日額は、平成25年9月1日から、新たに22,000円、24,000円、25,000円が選択できるようになりました。

(2) 保険料の算出

- 保険料は掛け捨て制で、4月～3月までの1年間です。年度途中加入もでき、その場合の保険料は月割り制となります。
- 加入する農業者は、自身の給付基礎日額を選択します。この給付基礎日額に基づいて年間の保険料や補償内容が決定されます。

★ポイント1＜給付基礎日額を選択＞

自分の所得水準に見合った額を選択します。この場合、年間の農業所得を365日で除した額を目安として、3,500円～25,000円のうちから申請します。選択した額については、徳島労働局長の承認が必要となります。

★ポイント2＜自身の年間保険料の算出＞

年間保険料＝給付基礎日額×365×保険料率

※ 保険料率 特定農作業従事者……………0.9%
指定農業機械作業従事者………0.4%
中小事業主等 ……………1.2%

※ 保険料の算出例(特定農作業従事者で、給付基礎日額を10,000円で加入)
 $10,000円 \times 365 \times 0.009 = 32,850円$ (年間保険料) ※月額にすると 2,738円

★ポイント3＜雇用労働者の年間保険料の算出＞

年間保険料＝賃金総額見込額×保険料率(1.2%)

補償の内容

療養補償給付 療養給付	農作業事故によるケガや病気を、病院で治療する場合 必要な治療が無料で受けられる
休業補償給付 休業給付	ケガ等のため休業が4日以上となった場合 4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の8割相当額が支給
傷害補償給付 傷害給付	農作業事故等で傷害が残った場合(1級～7級又は8級～14級) 障害の程度に応じた年金又は一時金が支給
遺族補償給付 遺族給付	農作業事故により死亡した場合 遺族人数に応じた遺族年金又は遺族一時金が支給
葬祭料 葬祭給付	農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合 給付基礎日額に応じた額が支給
傷病補償年金 傷病年金	療養開始後1年半を経過した後もケガ等が治らず傷害の程度が障害等級に該当する場合 障害の程度に応じた額が支給

加入プランと補償の内容

●特定農作業従事者として加入する場合

給付基礎日額	保険料負担額		療養補償給付 (治療費)	休業補償給付 (4日目以降)	傷害補償年金		傷害補償一時金		遺族補償年金		傷病補償年金	
	1年間	1月分			上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額
3,500	11,493	958	無料	2,800	1,095,500	458,500	1,760,500	190,000	857,500	535,500	1,095,500	857,500
5,000	16,425	1,369	無料	4,000	1,565,000	655,000	2,515,000	280,000	1,225,000	765,000	1,565,000	1,225,000
10,000	32,850	2,738	無料	8,000	3,130,000	1,310,000	5,030,000	560,000	2,450,000	1,530,000	3,130,000	2,450,000
20,000	65,700	5,475	無料	16,000	6,260,000	2,620,000	10,060,000	1,120,000	4,900,000	3,060,000	6,260,000	4,900,000

※ その他の補償には、介護補償給付、葬祭給付などがあります。

※遺族補償一時金もあり

※傷病特別支給金もあり

※「指定農業機械作業従事者」、「中小事業主等」として加入する場合は、表中の保険料負担額が保険料率により異なるだけで、給付基礎日額毎の補償内容は同じです。

万一の事故に備え、ぜひ労災保険に

●労災保険への特別加入状況

(平成22年度末)

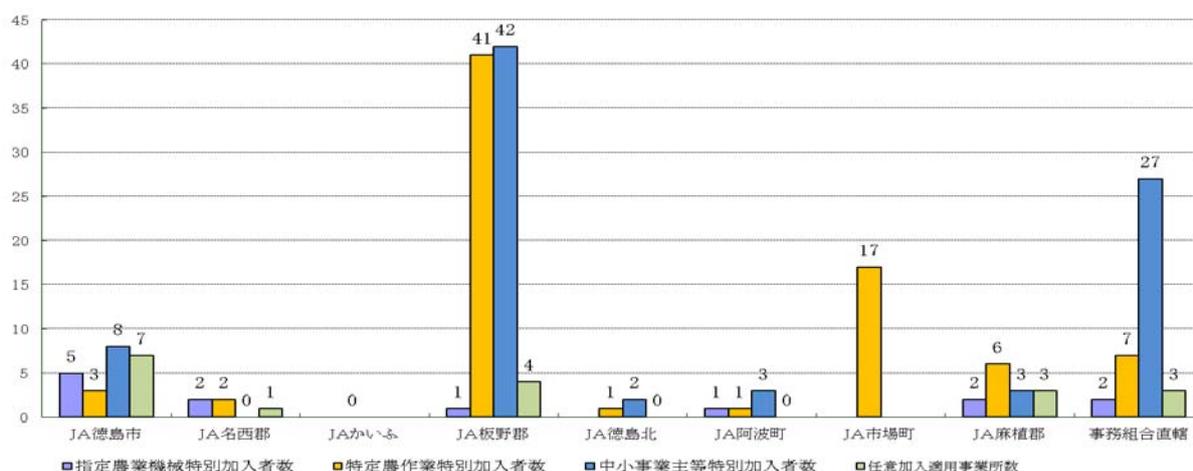
都道府県	労災加入率										
	農用就業人口割合	認定農業者割合									
北海道	54.1	183.6	東京	3.0	29.6	滋賀	2.0	32.4	香川	1.0	22.3
青森	1.0	9.2	神奈川	18.3	238.8	京都	1.8	45.3	愛媛	1.9	20.2
岩手	2.3	25.5	新潟	4.1	197.4	大阪	0.0	0.4	高知	0.3	2.4
宮城	4.3	48.2	富山	11.2	38.1	兵庫	1.1	34.1	福岡	1.7	17.8
秋田	1.6	11.4	石川	2.7	9.9	奈良	1.8	36.1	佐賀	1.5	9.9
山形	1.5	11.4	福井	2.8	4.9	和歌山	1.0	12.5	長崎	1.0	6.9
福島	0.4	6.7	山梨	0.5	12.0	鳥取	1.0	27.8	熊本	0.9	7.1
茨城	5.9	81.5	長野	3.5	184.3	島根	0.6	15.6	大分	0.3	2.6
栃木	4.3	45.4	岐阜	2.2	93.2	岡山	0.3	4.4	宮崎	6.1	39.3
群馬	5.5	63.4	静岡	4.5	147.5	広島	2.2	75.4	鹿児島	0.6	4.7
埼玉	4.7	70.3	愛知	1.9	28.0	山口	1.9	44.2	沖縄	0.2	2.5
千葉	1.2	17.0	三重	2.3	44.3	徳島	1.4	19.9	全国	4.8	50.6

労災保険への特別加入をしている個人農家は、全国的に見ても農業就業人口の5%程度です。徳島県でも農業就業人口割合で1.4%、認定農業者割合でも2割程度と低い加入状況にあります。この要因として考えられるのは、労災保険制度は雇用労働者のための制度ですから、「個人事業主である農家が労災保険に特別加入できることを知らない。」といった事情があります。また「JA共済に加入しているから心配はない、安心だ。」という声が背景にあります。

しかし、労災保険制度は、JA共済にはない手厚い補償が受けられる国の制度ですので、「国の労災制度を土台にして、その上乘せ補償をJA共済が担う。」というように考えるべきでしょう。

特別加入者の加入状況(農機安全協事務組合の場合)

労災保険特別加入者及び任意加入適用事業所数



労災保険制度の仕組み

労災保険制度(労働者災害補償保険法の略)は、労働基準法により使用者に課せられた無過失補償責任の履行に資し、これに代わって迅速かつ公正な保護を図ろうとするものです。

労働基準法では、「労働者が業務に従事したことによって被った負傷、疾病、傷害又は死亡の労働災害は、企業の営利活動にともなう現象である以上、企業活動によって利益を上げている使用者に損害の補償を行わせ、労働者を保護すべきである」、との考え方により災害補償制度が法制化されています。

労災保険制度の適用が労働者を使用する事業を基礎に行われるため、保険法といいながら被保険者の概念がありません。このため保険料は事業主の全額負担となっています。

第1 労災保険の基礎知識

1. 労災保険の目的、事業

労災保険は、業務上の事由又は通勤によって労働者が負傷、疾病、傷害、死亡等した場合に迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことを目的とする保険制度です。あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の「社会復帰の促進」、「労働者及びその遺族の援護」、「安全及び衛生の確保」と労働者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

なお、労働者の福祉増進のため行う事業は、以下の4つの事業に大別できます。

- ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- ③ 労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
- ④ 適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

2. 適用事業の範囲

(1) 適用事業(強制加入)

労災保険は、基本的に労働者を使用している事業については、以下の暫定任意適用事業や適用除外事業を除いて、全て強制加入となっています。この事業のことを適用事業といいます。

(2) 暫定任意適用事業(任意加入)

以下の事業については、災害が発生することが少なく事業規模も小規模なため、当分の間(暫定)、労災保険への加入は事業主又は労働者の意思に任されています。な

お、労働者の過半数が希望するときは加入しなければいけません。

① 農業

常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業は、労災保険への加入が任意となっています。一定の危険又は有害な作業を主として行う事業や、事業主が特別加入している事業については、使用される労働者は強制的に労災保険に加入しなければなりません。

② 林業

常時労働者を使用せず、かつ年間使用延べ労働者数が300人未満である個人経営の事業。ただし、常時労働者を使用するもの又は1年以内の期間における使用労働者延べ人員が300人以上である事業は、労災保険に強制加入となります。

③ 水産業

常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業であって、総トン数5トン未満の漁船によるもの又は災害発生のおそれが少ない河川・湖沼、又は特定の水面において主として操業するもの。ただし、特定水面以外（主に外洋）の水面で操業する5トン以上30トン未満の漁船による漁業は、労災保険に強制加入となります。

(3) 労災保険の適用除外

以下の事業については、国家公務員(地方公務員)災害補償法等の適用を受けるため、労災保険に加入できません。

① 国の直営事業の職員(現業等職員)

国がみずから行う事業で、国有林野事業、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局の3つの事業があり、これを3現業と言います。

② 官公署の事業の職員(現業を除く)

非現業の官公署の事業のことです。わかりやすく言えば、役所など国又は地方公共団体の事務を行う事業です。ただし、地方公共団体の現業部門の非常職員については労災保険が適用されます。

3. 労災保険の適用労働者

労災保険の適用労働者は、適用事業に使用される労働者です。労働者とは、「労働基準法の適用事業に使用される者で、賃金を支払われる者」と同一と解されています。

従って、労働者であるかどうかは、使用者との使用従属関係があるか否か、労働の対償として賃金が支払われているか否かで判断されます。

実際には、事業所単位で加入します。したがって、アルバイト、パートタイマー、派遣労働者であっても労災保険の適用を受けることとなります。一方、自営業者、同居の親族、法人の代表者・役員等については、労災保険の適用を受けませんが、自営業者については、労災保険に特別加入する道が拓かれております。

4. 業務上の災害

業務災害とは、業務上の事由によって労働者が負傷、疾病、障害又は死亡すること

をいいます。業務災害に関する明文化された規定はありませんので、業務であるか否かの判断は非常に困難なため、業務上の判断基準として、労働者が使用者の支配下にある「業務遂行性」と、業務に内在する危険有害性が現実化したと経験則上判断できる「業務起因性」によって業務災害を判断することになっています。実際には、この2つの条件を満たさなければ業務災害とは認められません。

(1) 業務遂行性

労働者が使用者の支配下にある状態をいいます。業務遂行性が認められるためには、労働者が業務に就いている状態（労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態のこと）での災害でなければなりません。業務遂行性は主に次の3つに分けられます。

① 労働者が事業主の支配・管理下にあつて、業務に従事している場合

就業時間中に事業場内で業務行為（事業主の命令による担当業務）あるいは業務に付随する行為（準備、後始末、必要合理的行為、緊急行為、必要行為等）を行っているときをいいます。

② 労働者が事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合

事業場施設内での自由行動を許される場合で、休憩時間中における事業場施設の利用、事業場施設内での行動などをいいます。

③ 事業主の支配下にあるが、その管理下を離れて業務に従事している場合

事業場施設外で業務に従事している場合（出張中等）をいいます。

(2) 業務起因性

業務と傷病等との因果関係をいいます。業務起因性が認められるためには、業務と傷病等との間に相当因果関係がなければなりません。つまり、仕事中に怪我等をしたことを指します。

5. 業務上の疾病

労災保険で認められている業務上の疾病として、以下のように一定の疾病を例示列挙するとともに包括的な救済規定を補足的に設けています。したがって、業務上疾病の範囲を具体的に掲げられた疾病に限定するものではなく、列挙疾病以外の疾病であっても業務との相当因果関係が認められるものは、この包括的救済規定によって災害補償又は労災保険給付の対象となることは当然です。

(1) 「業務上の負傷に起因する疾病」(第1号)

(2) 「物理的因子による次に掲げる疾病」(第2号)

① 「紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患」(第2号1)

② 「赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患」(第2号2)

③ 「レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患」(第2号3)

④ 「マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患」(第2号4)

- ⑤「電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害」(第2号5)
 - ⑥「高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病」(第2号6)
 - ⑦「気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症」(第2号7)
 - ⑧「暑熱な場所における業務による熱中症」(第2号8)
 - ⑨「高熱物体を取り扱う業務による熱傷」(第2号9)
 - ⑩「寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷」(第2号10)
 - ⑪「著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患」(第2号11)
 - ⑫「超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死」(第2号12)
 - ⑬「①から⑫までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病」(第2号13)
- (3)「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病」(第3号)
- ①「重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱」(第3号1)
 - ②「重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛」(第3号2)
 - ③「さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害」(第3号3)
 - ④「せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付け工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群」(第3号4)
 - ⑤「①から④までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病」(第3号5)
- (4)「化学物質等による次に掲げる疾病」(第4号)
- ①「労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であつて、労働大臣が定めるもの」(第4号1)
 - ②「弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患」(第4号2)
 - ③「すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患」(第4号3)
 - ④「蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患」(第4号4)
 - ⑤「木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患」(第4号5)
 - ⑥「落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患」(第4号6)
 - ⑦「空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症」(第4号7)
 - ⑧「①から⑧までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病」(第4号8)

- (5) 「粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病」(第5号)
- (6) 「細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病」(第6号)
- ① 「患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患」(第6号1)
 - ② 「動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患」(第6号2)
 - ③ 「湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症」(第6号3)
 - ④ 「屋外における業務による恙虫病」(第6号4)
 - ⑤ 「①から④までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病」(第6号5)
- (7) 「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病」(第7号)
- ① 「ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」(第7号1)
 - ② 「ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍」(第7号2)
 - ③ 「4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍」(第7号3)
 - ④ 「4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍」(第7号4)
 - ⑤ 「ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん」(第7号5)
 - ⑥ 「ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん」(第7号6)
 - ⑦ 「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」(第7号7)
 - ⑧ 「ベンゼンにさらされる業務による白血病」(第7号8)
 - ⑨ 「塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫」(第7号9)
 - ⑩ 「電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん」(第7号10)
 - ⑪ 「オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍」(第7号11)
 - ⑫ 「マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍」(第7号12)
 - ⑬ 「コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん」(第7号13)
 - ⑭ 「クロム酸塩又は、重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん」(第7号14)
 - ⑮ 「ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん」(第7号15)
 - ⑯ 「砒素を含む鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん」(第7号16)
 - ⑰ 「すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん」(第7号17)
 - ⑱ 「①～⑰までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病」(第7号18)

- (8) 「前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病」(第8号)
- (9) 「その他業務に起因することの明らかな疾病」(第9号)

(参考)

※業務疾病の「治ゆ」と「再発」

治ゆと再発は労災保険法上次のように定義されています。

「治ゆ」

傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったとき。医学上の治ゆとは異なります。

「再発」

疾病が症状固定と認められた後に再び業務又は通勤上の傷病と相当因果関係が認められ、症状固定の状態から見て明らかに症状が悪化していること、かつ、療養を行えばその症状の改善が期待できると医学的に認められていること。

6. 通勤災害

通勤災害とは、労働者が通勤によって負傷、疾病、障害又は死亡することを言います。

通勤災害か否かの判断は難しいため、労災保険制度によって、以下のように通勤の定義、逸脱・中断について定められています。

「中小事業主等」の特別加入者の通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われますが、「特定農作業従事者」「指定農業機械作業従事者」等の特別加入者については、住居と就業の場所との間の往復の実態が明確でないこと等から、通勤災害の保護の対象となっていません。

(1) 通勤の定義

通勤とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くとされています。

(2) 逸脱・中断

通勤の途中で合理的な経路を逸れることを「逸脱」といい、通勤経路上で通勤とは関係ない行為をすることを「中断」と定義しています。

この逸脱・中断した場合は、行為をした時からその後ずっと通勤とはみなされませんが、日常生活上必要な行為であって、以下の厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由として行うための最小限度のものである場合は、逸脱又は中断の間を除き通勤とみなされます。つまり、行為中は通勤とみなされませんが、行為後、順路に復帰した時から通勤とみなされることとなります。

◎日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるもの

- ・日用品の購入その他これに準ずる行為
- ・職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練（職業能力開発総合大学校において行われるものを含む）
- ・学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって、職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ・選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ・病院又は診療所における診察、治療その他これに準ずる行為
- ・要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続して行われるものに限る）

◎以下のような「ささいな行為」については逸脱・中断とはみなされず、行為中も含めて通勤となります。

- ・経路上の近くにある公衆便所の使用
- ・経路の近くにある公園での短休息
- ・経路上の店でのたばこ・雑誌等の購入
- ・駅構内でのジュースの立ち飲み

(3) 通勤災害とならない例

被った災害が業務の性質を有するものは、通勤災害ではなく、業務災害となります。

- ・事業主の提供する専用交通機関（マイクロバス等）を利用している通勤
- ・突発事故等による緊急用務のため、休日又は休暇中に呼び出しを受け緊急出勤する場合

7. 給付基礎日額の算定

労災保険の保険給付には、現物給付と現金給付があります。現金給付には休業補償給付、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等がありますが、これらの額の算定の基礎となる額が給付基礎日額（労働基準法12条でいう平均賃金に相当する額）で、次の算式で求めることができます。

$$\text{算定事由発生日以前3ヶ月間の支払われた賃金の総額} \div \text{総日数} = \text{給付基礎日額}$$

給付基礎日額には、最低保障額（自動変更対象額）が定められており、毎月勤労集計の平均給与額の変化に応じ、厚生労働大臣が変更することになっています。

上記の計算式で算出した額が最低保障額以下であれば、最低保障額まで引き上げられることとなります。

この給付基礎日額を基礎として、休業給付基礎日額、年金給付基礎日額が決定され

ます。

(1) 休業給付基礎日額

休業給付基礎日額とは、休業（補償）給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額で、平均賃金相当額です。

なお、例外として長期療養者（療養開始後1年6箇月を経過してまだ傷病が治癒しない者）は、休業（補償）給付等を支給すべき事由が生じた日が、療養を開始した日から起算して1年6箇月を経過した日以後の日の場合は、年齢階層別の最低・最高限度額が適用されます。この限度額は、毎年、前年の賃金構造基本統計の調査結果に基づき定められ、その年の8月1日から翌年の7月31日まで適用されます。

◎年齢階層別の最低・最高限度額

休業給付基礎日額が、年齢階層ごとの最低限度額に満たない場合は、年齢階層の最低限度額を、又年齢階層ごとの最高限度額を超える場合は、年齢階層の最高限度額を休業給付基礎日額とします。

(2) 年金給付基礎日額

年金給付とは、障害（補償）年金、遺族（補償）年金、傷病（補償）年金をいい、年金給付基礎日額は、年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額です。

原則は

- ① 算定事由発生日の翌々年度の7月以前の分は、給付基礎日額（平均賃金相当額）が年金給付基礎日額になります。
- ② 算定事由発生日の翌々年度の8月以降の分は、給付基礎日額（平均賃金相当額）にスライド率（支給すべき月の属する年度の前年度（4月から7月までの月分については前々年度）の平均給与額を、算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率）を掛けたものが年金給付基礎日額になります。

例外として

年金給付基礎日額が、基準日（8月1日）における年齢階層ごとの最低限度額に満たない場合は、年齢階層の最低限度額を、又年齢階層ごとの最高限度額を超える場合は、年齢階層の最高限度額を年金給付基礎日額とします。

(3) 一時金の給付基礎日額

一時金の給付基礎日額とは、障害（補償）一時金、遺族（補償）一時金等一時金の算定の基礎として用いる給付基礎日額で、原則として年金給付基礎日額と同額です。

なお、一時金の給付基礎日額は、年齢階層ごとの最低限度額、最高限度額の適用はありません。

第2 労災保険の特別加入制度について

労災保険は、労働者が業務災害又は通勤災害によって被災した場合に保険給付を行うことを主たる目的としています。従って、一般企業の経営者等の事業主は加入できませんが、個人農家のように、その業務の性質上、労働者同様に保護する必要がある事業もあることから、労働者でないが労働者に準ずる者に対して、条件を満たせば労災保険に任意加入を認め、労働災害について保護を図ることを目的として創設された制度が特別加入制度です。

なお、農業分野における特別加入者の通勤災害については、「中小事業主等」の特別加入者は、一般の労働者の場合と同様に取り扱われますが、「特定農作業従事者」「指定農業機械作業従事者」等の特別加入者については、住居と就業の場所との間の往復の実態が明確でないこと等から、通勤災害の保護の対象外となっています。

1. 特別加入者の種別

特別加入者は次の3種類に分類されます。

- (1) 第1種特別加入者(中小事業主及びその事業に従事する者)
- (2) 第2種特別加入者(一人親方・自営業者及びその事業に従事する者、特定作業従事者)
- (3) 第3種特別加入者(海外派遣者)

2. 特別加入者の給付基礎日額

厚生労働大臣が定めた3,500円～25,000円の16階級の中から、特別加入する者の希望する額に基づいて、都道府県労働局長が決定します。事業主である特別加入者は実際には賃金がないので、収入によって判断することになります。

給付 基礎 日額	3,500円	4,000円	5,000円	6,000円
	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円
	20,000円	22,000円	24,000円	25,000円

3. 特別加入者の保険給付

労働者と同様の保険給付を受けられ、社会復帰促進等事業も利用できます。ただし、二次健康診断等給付とボーナス特別支給金は支給されません。

また、特別加入者には賃金がないため、休業(補償)給付に賃金喪失要件を問いません。

4. 特別加入者の保険給付に対する支給制限

次の(1)、(2)の場合、政府は保険給付の全部又は一部を行わないことができます。

- (1) 中小事業主の故意又は重大な過失によって生じた事故である場合
- (2) 特別加入保険料が滞納されている期間中に生じた事故である場合

5. 特定業務従事者の健康診断等

中小事業主等及び一人親方等が特別加入する場合において、次の特定業務に従事しているときは、特別加入申請書に業務歴を記載しなければいけません。

また、次の特定業務ごとに定められた年数を超えてこれらの業務に従事している者は、健康診断の結果を証明する書類を提出しなければなりません。

－ 特定業務の種類及び年数 －

特別加入前に通算して

- ・粉じん作業を行う業務(3年)
- ・身体に振動を与える業務(1年)
- ・鉛業務(6ヵ月)
- ・有機溶剤業務(6ヵ月)

6. 中小事業主等の特別加入

労災保険に特別加入できる中小事業主等（事業主及びその事業に従事する者）であって労働者以外のものは、次の(1)の事業の規模要件を満たすとともに、労働保険事務を労働保険事務組合に委託しなければなりません。この中小事業主等の特別加入者のことを第1種特別加入者といいます。

(1) 特別加入できる中小事業の規模

- ① 常時50人以下の労働者を使用する金融業、保険業、不動産業、小売業
- ② 常時100人以下の労働者を使用する卸売業、サービス業
- ③ 常時300人以下の労働者を使用する上記以外の事業

(2) 中小事業主等の特別加入の手続き

中小事業主等が労災保険に特別加入するには、次の条件を満たさなければなりません。

- ① その事業所で働くすべての人が労災保険に加入する状態になること
- ② 労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託していること
- ③ 特定業務に従事している場合は、業務歴の記載や健康診断が必要である
- ④ 特別加入申請書を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出し、政府の承認を得ること

7. 一人親方等の特別加入

労災保険に特別加入できる一人親方等は、次の業種の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその従事者と特定作業従事者です。この一人親方等の特別加入者のことを第2種特別加入者といいます。

(1) 一人親方等の業種

- ① 一人親方その他自営業者

- ・自動車を使用して行う旅客または貨物の運送の事業（個人タクシー業者や個人貨物運送業者など）
 - ・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人など）
 - ・漁船による水産動植物の採捕の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業を除く）
 - ・林業の事業
 - ・医薬品の配置販売
 - ・再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業
 - ・船員法第1条に規定する船員が行う事業
- ② 特定作業従事者の業種
- ・特定農作業従事者
 - ・指定農業機械作業従事者
 - ・国または地方公共団体が実施する訓練従事者
 - ・家内労働者およびその補助者
 - ・労働組合等の常勤役員
 - ・介護作業従事者職場適用訓練従事者

(2) 一人親方等の特別加入の手続き

一人親方等が労災保険に特別加入するには、次の条件を満たす必要があります。

- ① その事業の一人親方等及び特定作業従事者のすべてが特別加入すること
- ② 一人親方等及び特定作業従事者が加入している団体を通じて特別加入すること
- ③ 特定業務に従事している場合は、業務歴の記載や健康診断が必要であること
- ④ 特別加入申請書を、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出し、政府の承認を得ること

(3) 一人親方等の通勤災害について

一人親方等の内、次の者は住居と就業の場所との間が明確でないため、通勤災害に関する保険給付は行われません。

通勤災害に関する保険給付を受けられない一人親方等

- ・自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に従事する者
- ・漁船による水産動植物の採捕の事業（船員法第1条に規定する背人が行う事業を除く）
- ・特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者
- ・家内労働者及びその補助者

(4) 特別加入者の脱退

労災保険の特別加入者は、以下の理由により特別加入の地位を失います。

① 自らの意思で特別加入を脱退する場合

特別加入している事業主又は団体は、その構成員すべてを包括して脱退することができます。実際には、特別加入変更届及び特別加入脱退申請書を所轄労働基準監督署を経由して都道府県労働局長に提出し、政府の承認を受ける必要があります。

② 自動的に消滅する場合

◎共通事項

- ・特別加入者の要件に該当しなくなったとき
- ・労災保険を始めとする関係法令に違反したとき

◎中小事業主等(第1種特別加入者)

- ・その事業所で働く労働者の労災保険関係が消滅したとき
- ・労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託しなくなったとき

◎一人親方等(第2種特別加入者)

- ・特別加入に係る団体の構成員でなくなったとき
- ・特別加入に係る団体が解散したとき
- ・一人親方等がその事業に従事しなくなったとき

第3 労災保険給付について

労災保険の保険給付は、労働災害により損失を受けた労働者の稼得能力の回復又は補てんと若干の費用弁済を目的とします。このため、精神的損害（慰謝料）や物的損害は給付の対象外です。また、労働福祉事業の一つとして特別支給金の支給がありますが、この特別支給金は保険給付とは異なるものです。

業務災害に関する保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く）は、労働基準法第75条、第76条、第77条、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行います。ただし、傷病補償年金は受給権者の請求をまつことなく保険者（政府）が職権で決定します。

- ・労働基準法第75条：療養補償
- ・労働基準法第76条：休業補償
- ・労働基準法第77条：障害補償
- ・労働基準法第79条：遺族補償
- ・労働基準法第80条：葬祭料

また、業務災害が発生した場合、大まかに区分すると次のような給付が行われます。

① 業務上の傷病により療養を開始した→療養補償給付、休業補償給付

② 傷病が治癒しない→傷病補償年金（1年6箇月経過後）、介護補償給付、休業補

償給付

- ③ 傷病が治ゆしたが障害が残った→障害補償給付（障害補償年金、障害補償一時金、介護補償給付等）
- ④ 傷病により死亡した→遺族補償給付（遺族補償年金、遺族補償一時金等）

1. 療養補償給付

療養補償給付は、労働基準法に規定する災害補償の事由が生じた場合（業務上の負傷、又は疾病にかかった場合）に、補償を受けるべき労働者に対し支給される保険給付です。なお、通勤災害の場合は療養給付と言います。

療養補償給付は原則、現物給付である療養の給付が基本で、労災病院又は指定病院等（都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業者）において無料で行われる治療です。

また、例外として、療養の給付をすることが困難な場合又は療養の給付を受けないことについて労働者に相当の理由がある場合（近くに労災病院や指定病院等がない場合）には療養の費用として現金給付が行われます。

労災病院、指定病院等以外の医療機関において治療を受け、実際に支弁した療養費が支給されますが、療養の給付か療養の費用の支給を選択することができるものではありません。

(1)療養補償給付の範囲

以下のうち、政府が必要と認めるものに対して、傷病が治癒するか死亡するまで療養の給付が行われます。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送

(2)給付期間

療養の必要の存する全期間（傷病が治癒するか、死亡するまで）給付されます。

(3)療養補償給付の支給手続き

療養の給付を受ける場合は、「療養補償給付たる療養の給付請求書」を指定病院等を経由して、所轄労働基準監督署長に提出します。療養の費用の支給を受ける場合は、「療養補償給付たる療養の費用請求書」を事業主及び担当医の証明を受け、直接、所轄労働基準監督署へ提出します。

なお、指定病院等とは、労災病院及び都道府県労働局長の指定する病院・診療所薬局・訪問看護事業者のことです。

- ① リハビリテーションは、指定された施設で医師の指導のもとで有資格者が行うも

のについてのみ療養補償給付の対象として認められます。

- ② 柔道整復師の骨折、脱きゅうの施術は、医師の同意がなくては療養補償給付の対象となりません。(応急手当の場合を除きます)
- ③ 温泉療養は、病院等の付属施設で医師の直接指導のもとに行うもの(治ゆ前の温泉療養)に限り療養補償給付の対象として認められます。
- ④ 傷病が治ゆした後に、医師が必要と認め直接指導のもとに行う温泉療法は、療養補償給付の対象とはなりません。

2. 休業補償給付

休業補償給付は、労働者が業務上の負傷・疾病により療養を要し、その療養のため労働することができず、賃金を受けることができないときに支給される保険給付です。

なお、通勤災害の場合は休業給付と言います。

(1) 休業補償給付の支給額

休業補償給付は、1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額が支給されます。ただし、一部労働して賃金を受けた場合は、給付基礎日額から支払われる賃金を引いた額(控除して得た額が最高限度額を超えるならば、最高限度額に相当する額)の100分の60に相当する額となります。

また、休業補償給付の受給権者は、労働福祉事業から休業特別支給金として、休業給付基礎日額の100分の20に相当する額を受けることができます。この両者を併せると、実質的に休業給付基礎日額の100分の80に相当する額が支給されます。

(2) 休業補償給付の支給期間

休業補償給付は、休業を開始した日の4日目から療養のため休業する期間支給されます。この場合、療養開始日から3日間は待機期間といい、休業補償給付を受けることはできません。ただし、この待機期間は労働基準法第76条の規定により、事業主が雇用労働者の休業補償の責任を負うこととなります。

(3) 休業補償給付の支給制限

監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合、少年院その他これらに準ずる施設・婦人補導院に収容されている場合については、休業補償給付は支給されません。

(4) 受給手続き

「休業補償給付支給申請書」を所轄労働基準監督署長に提出します。なお、療養期間が長期化して1年6か月以上となり、かつ障害の程度が傷病等級に該当する場合は傷病補償年金が支給されます。(休業補償給付は支給されません)

傷病補償年金を支給された後に傷病等級に該当しなくなった場合の休業日には再び休業補償給付が支給されます。

また、1年6箇月経過後に傷病等級に該当しないときは引き続き休業補償給付を支

給します。

- ① 日々雇い入れられる者に対しても休業補償給付は支給されます。
- ② 患部の治ゆ後、義肢の装着のため整形外科療養所に入所期間中の休業に対しては、休業補償給付は支給されません。
- ③ 1日のうち一部が労働不能であって、その労働不能の時間について全く賃金を受けない日は、休業する日として扱われます。
- ④ 所定労働時間内に負傷し休業した日は休業日に算入されます。残業時間中の負傷である場合は休業日数に算入されません。(待機期間は翌日から起算されます)

3. 傷病補償年金

傷病補償年金は、労働者が業務上の負傷・疾病により療養し、療養開始後1年6ヶ月経過した日又は同日後において、傷病が治っておらず厚生労働省令で定める負傷又は疾病による障害の程度が、傷病等級1級から3級に該当する場合に支給される保険給付です。なお、通勤災害の場合は傷病年金と言います。

(1) 傷病補償年金の額

傷病補償年金の額は、傷病等級により次の額が支給されます。なお、傷病補償年金と休業補償給付は併給しません。

- ① 傷病等級第1級(常時介護を要する状態等) → 給付基礎日額の313日分
- ② 傷病等級第2級(随時看護を要する状態等) → 給付基礎日額の277日分
- ③ 傷病等級第3級(常態として労働不能な状態等) → 給付基礎日額の245日分

なお、傷病補償年金の受給権者には、特別支給金である傷病特別支給金も支給されます。

(2) 支給期間

支給事由の存する全期間支給されます。(支給事由の発生した月の翌月の初日から、支給事由の消滅した月の末日まで)

(3) 傷病補償年金の支給手続き

所轄労働基準監督署長が職権により支給を決定するもので、労働者が請求する必要はありません。療養開始後1年6ヶ月を経過した日に傷病が治っていない場合、1か月以内に、所定事項を記載した「傷病の状態等に関する届書」を労働者に提出させ、これを基に所轄労働基準監督署長が支給の決定をします。

(4) 労働基準法との関係

① 解雇制限

業務上の傷病のための療養による休業期間及びその後30日間は解雇制限期間ですが、次の場合は解雇制限が解除されます。

◎ 打切補償を支払う場合

1) 療養開始後3年を経過しても治っていない場合に、平均賃金の1,200日分を支

払うとき

2) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になった場合（所轄労働基準監督署長の認定が必要）

② 傷病補償年金の支給

療養開始後3年を経過した日に傷病補償年金を受けている場合、又は療養開始後3年を経過した日後に傷病補償年金を受けることとなった場合、使用者が打切補償を支払ったとみなし解雇制限が解除されます。つまり、療養開始後3年と傷病補償年金の受給で当該労働者を解雇することが可能となります。

(5) その他

- ① 傷病補償年金は、労働基準法の災害補償に対応しない、労災保険法独自の保険給付です。
- ② 傷病補償年金は、請求行為を伴わないので時効はありません。
- ③ 労働福祉事業より支給される傷病特別支給金、傷病特別年金は、支給申請が必要です。

4. 障害補償年金

障害補償年金は、労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり治ったときに、身体に障害等級第1級から第7級の障害が存する場合に支給されます。

－ 障害等級の例 －

1 障害等級第1級

- ・両眼が失明したもの
- ・そしゃく及び言語の機能を廃したもの
- ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ・両上肢の用を全廃したのも等

2 障害等級第7級

- ・一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの
- ・両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- ・軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- ・一手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの
- ・女性の外貌に著しい醜状を残すもの等

(1) 傷害補償給付の額

障害補償給付の額は、労働者災害補償保険法施行規則別表1定める障害等級の区分により、以下の額が支給されますが、障害等級表に当てはまらない障害については、障害等級表にある障害に準じて障害等級を決定することになっています。

なお、障害等級が第1級から第7級までのときは障害補償年金を支給し、障害等級が第8級から第14級のときは障害補償一時金(一回のみ支給)が支給されます。

障害補償年金(年金として年6回に分けて支給)

給付基礎日額の

障害等級第1級	313日分
障害等級第2級	277日分
障害等級第3級	245日分
障害等級第4級	213日分
障害等級第5級	184日分
障害等級第6級	156日分
障害等級第7級	131日分

障害補償一時金(一時金として1回のみ支給)

給付基礎日額の

障害等級第8級	503日分
障害等級第9級	391日分
障害等級第10級	302日分
障害等級第11級	223日分
障害等級第12級	156日分
障害等級第13級	101日分
障害等級第14級	56日分

なお、障害補償給付の受給権者には、特別支給金である障害特別支給金も支給されます。

(2)障害等級の併合・繰上げ

同一の事故により2つ以上の身体障害が残った場合は、障害等級の併合又は繰上げが行われます。

① 併合

一方の障害等級が第14級の場合、重い方の障害等級になります。つまり障害等級第13級となります。

② 繰上げ

以下の場合、重い方の障害等級が繰上げられます。

- ・第13級以上の障害が2つ以上(重い方の障害等級を1級繰上げる)
- ・第8級以上の障害が2つ以上(重い方の障害等級を2級繰上げる)
- ・第5級以上の障害が2つ以上(重い方の障害等級を3級繰上げる)

③ 併合・繰上げの給付額の例外

障害が第9級と第13級の場合は、障害等級は1級繰り上げますので8級となりますが、給付基礎日額の503日分ではなく、第9級の391日分と第13級の101日分の合算額である492日分が支給されます。その他の組み合わせでは、繰り上げた等級の金額より合算額の方が多いため、繰り上げた等級に対応する金額（少ない方の金額）となります。

(3)加重傷害

すでに身体障害（業務上・外を問わない）のあった労働者が、新たな業務災害によって同一部位の障害の程度を重くした場合、以下のように取り扱います。

① 加重前・後の障害がともに7級以上の場合

$$\text{支給額} = \text{加重後の障害補償年金額} - \text{加重前の障害補償年金額}$$

加重前の障害が業務災害の場合、その障害補償年金はそのまま支給され、新たに上記式で求められる額が支給されます。

② 加重前・後の障害ともに8級以上の場合

$$\text{支給額} = \text{加重後の障害補償一時金額} - \text{加重前の障害補償一時金額}$$

8級以下は一時金なので、上記式のように差額が支給されます。

③ 加重前は8級以下（一時金）、加重後は7級以上（年金）の場合

$$\text{支給額} = \text{加重後の障害補償年金額} - \text{加重前の障害補償一時金額} \times 1/25$$

加重後の年金額から、すでに受けている一時金の25分の1を差し引いた額が、障害補償年金額となります。

(4)障害補償年金の変更

業務上の負傷又は疾病により障害補償年金を受給している労働者の障害の程度が自然的経過により増進し、又は軽減したために、新たに他の障害等級に該当するに至った場合には、新たな障害等級に必ず障害補償年金又は障害補償一時金が支給されます。変更されるのは障害補償年金（第1級～第7級）の場合のみです。障害補償一時金（第8級～第14級）の場合は、自然的経過又は再発により障害の程度を大きくしても、新たな障害補償給付は行われません。

(5)障害補償年金前払一時金

障害補償年金の支給を受ける際に、まとまったお金が必要な場合は、障害補償年金前払一時金として、以下の額の支給を受けることが可能です。なお、通勤災害の場合は障害年金前払一時金と言います。請求できるのは1回のみで、障害補償年金の請求と同時に行わなければいけません。ただし、障害補償年金の支給決定の通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、障害補償年金の請求の後でも良いことになっています。

障害補償年金前払一時金の支給を受けた場合、本来支給されるべき額の合計が前払一時金の額に達するまで支給停止されます。

また、障害補償年金前払一時金が支給され障害補償年金が支給停止されている間は、次の年金等は支給されません。

- ・ 20歳前の傷病による障害基礎年金
- ・ 旧国民年金法の規定による老齢福祉年金等
- ・ 児童扶養手当等

(6) 障害補償年金前払一時金の支給額

障害補償年金前払一時金の額は、それぞれの障害等級に応じた最高限度額内で、受給権者が選択する額となります。最高限度額は障害等級ごとに異なりますが、200日きざみになっています。

給付基礎日額の

- 第1級 200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分、1200日分、**1340日分**
- 第2級 200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分、**1190日分**
- 第3級 200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分、**1050日分**
- 第4級 200日分、400日分、600日分、800日分、**920日分**
- 第5級 200日分、400日分、600日分、**790日分**
- 第6級 200日分、400日分、600日分、**670日分**
- 第7級 200日分、400日分、**560日分**

(7) 障害補償年金差額一時金

障害補償年金の受給権者が死亡した場合に、すでに支給された障害補償年金と障害補償年金前払一時金の合計額が、障害等級によって定められた一定額(障害補償年金前払一時金の限度額と同額)に満たないときにその遺族に対して、遺族からの請求によってその差額に相当する額の一時金が支給されます。なお、通勤災害の場合は、障害年金差額一時金と言います。

① 障害補償年金差額一時金の支給額

障害補償年金差額一時金の額は、障害等級に応じた限度額(障害補償年金前払一時金の限度額と同じ)から、すでに支給を受けた障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額を引いた額となります。

障害補償年金差額一時金の支給限度額－受給済みの障害補償年金・前払一時金

② 障害補償年金差額一時金の支給限度額

給付基礎日額の

- 第1級 1340日分
- 第2級 1190日分
- 第3級 1050日分
- 第4級 920日分

第5級	790日分
第6級	670日分
第7級	560日分

なお、障害補償年金差額一時金の受給権者には、ボーナス特別支給金である障害特別年金差額一時金も支給されます。

③ 障害補償年金差額一時金の受給権者

障害補償年金差額一時金の支給を受けることができるのは、以下の順番であり、一番上位の遺族が受給権者となります。例えば、死亡当時その者と生計を同じくしていた配偶者と子がいる場合、配偶者のみが受給権者となります。

受給権者が複数いる場合(子が受給権者の場合等)は、そのすべての人が受給権者となりますが、請求・受領は代表者1名が行い、その後、受給権者数で除して分配することになります。ただし、労働者を故意に死亡させたり、障害補償年金の受給権者を故意に死亡させた者は、障害補償年金差額一時金を受給できなくなります。

◎労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた

順位 1	配偶者
順位 2	子
順位 3	父母
順位 4	孫
順位 5	祖父母
順位 6	兄弟姉妹

◎労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていなかった

順位 1	配偶者
順位 2	子
順位 3	父母
順位 4	孫
順位 5	祖父母
順位 6	兄弟姉妹

5. 介護補償給付

介護補償給付は、次の要件をすべて満たしている場合に、その者の請求によって支給されます。

- ① 障害年金、障害補償年金、傷病年金、傷病補償年金を受けることができる労働者。
- ② その障害が、厚生労働省令で定める障害(傷害等級、傷病等級が第1級のすべてと、第2級のうち精神精神障害及び胸腹部臓器障害)である

③ 常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている期間。ただし、上記条件を満たしても、次の期間は支給されません。

- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設に入所している期間
- ・病院又は診療所に入院している期間(介護老人保健施設を含む)
- ・厚生労働大臣が定める施設(老人保健施設、特別養護老人ホーム、原子爆弾被爆者特別養護ホーム)に入所している期間

なお、通勤災害の場合は、介護給付と言います。

(1) 介護補償給付の支給額

原則、月を単位とし常時介護・随時介護ごとに設定された最高限度額内で、実際に介護に要した額が支給されます。ただし、親族等による介護を受けた場合は、最低保障額が適用されます。

- ① その月に介護費用を支出して、親族等による介護を受けていない場合
最高限度額内で、実際に負担した介護費用の額が支給されます。
- ② その月に介護費用を支出して、親族等による介護を受けた場合
実際に負担した額が最低保障額未満でも、最低保障額は支給されます。なお、介護を受け始めた月については、実際に負担した額が支給されます。
- ③ その月に介護費用を支出せず、親族等による介護を受けた場合
実際に負担した額が最低保障額未満でも、最低保障額は支給されます。なお、介護を受け始めた月については支給されず、翌月からの支給となります。

(2) 介護補償給付の支給手続き

介護補償給付を受けようとする者は、受けることができる年金に応じ、それぞれ以下の時期に請求しなければなりません。

- ① 障害補償年金の受給権を有する場合
障害補償年金の請求と同時又は請求をした後に、介護補償給付の請求をしなければなりません。
- ② 傷病補償年金の受給権を有する場合
傷病補償年金の支給決定を受けた後に請求しなければなりません。なお、所轄労働基準監督署長に提出する請求書には、労働者の氏名・生年月日・住所や介護を受けた場所等の記載が必要なほか、医師又は歯科医師の診断書等の必要書類の添付も必要です。

そして、その障害が介護を要するか否か判断するため、受給後も定期報告書の提出が必要となります。その場合、「当該障害を有することに伴う日常生活の状態」に関する医師等の診断書を添付して行います。

6. 遺族補償年金

遺族補償年金の受給権者になれるのは、労働者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。

ただし、妻以外の者は、以下の条件を満たさなければ支給されません。なお、通勤災害の場合は、遺族年金と言います。

(1) 遺族補償年金の受給資格条件及び順位

- 1 妻
- 2 60歳以上又は一定の障害の状態にある夫
- 3 18歳の年度末までの間又は一定の障害の状態にある子
- 4 60歳以上又は一定の障害の状態にある父母
- 5 18歳の年度末までの間又は一定の障害の状態にある孫
- 6 60歳以上又は一定の障害の状態にある祖父母
- 7 60歳以上、18歳の年度末までの間又は一定の障害の状態にある兄弟姉妹
- 8 55歳以上60歳未満の夫
- 9 55歳以上60歳未満の父母
- 10 55歳以上60歳未満の祖父母
- 11 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

配偶者には、婚姻届を提出していない事実上婚姻関係にある者を含みます。そして、労働者の死亡の当時に胎児であった者は、将来に向かってその収入によって生計を維持していた子とみなされますので、出生したときに受給資格が発生するのであって、労働者の死亡の時に遡って発生するものではありません。

受給順位は、その最上位者のみが受給権者となり、配偶者以外の場合、複数人になることもあります。なお、8～11の者については、受給権者となっても、60歳に達する月まで支給が停止されます。

遺族補償年金は①から⑪の受給資格者のうち、再先順位者のみが受給権者となりますが、受給権者が失権した場合、次順位者が遺族補償年金の受給権者となれます。

労災保険では、これを転給といい受給資格者の全員が失権するまで、遺族補償年金が支給されることとなります。

※「内縁の妻」について

届け出による婚姻関係にある戸籍上の配偶者と事実上の婚姻関係にある内縁の配偶者がいる重婚的内縁関係の場合は、前者の婚姻関係がその実態を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みが無い場合は後者が配偶者とされますが、それ以外の場合は前者が配偶者とされます。

(2) 遺族補償年金の額

遺族補償年金の額は、受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者(55歳

以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹で傷害の状態にない者は60歳になるまで含めない)の数によって支給日数が決まります。

なお、受給資格者とは遺族補償年金の支給を受けることができる条件を満たしている者のことで、受給権者とは今現在その最上位にいる者(実際に遺族補償年金を受給する者)のことです。受給権者が複数いるときは、その人数で除して得た額が、それぞれの受給額となります。

給付基礎日額の

遺族1人 153日分(55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻の場合175日分)

遺族2人 201日分

遺族3人 223日分

遺族4人 245日分

なお、遺族補償年金の受給権者には、特別支給金である遺族特別支給金も支給されます。

(3)遺族補償年金の額の改定

遺族補償年金の額は、算定事由となる遺族の数が増減した時に、その月の翌月から年金額が改定されます。

(4)遺族補償年金の失権

次のいずれかに該当した場合、遺族補償年金の失権(受給権の消滅)・失格(受給資格の消滅)します。受給権と受給資格を一度失うと、再び受給権者・受給資格者にはなれません。

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻(内縁関係を含む)したとき
- ③ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(事実上の養子縁組関係を含む)となったとき
- ④ 離縁によって死亡労働者との親族関係が終了したとき
- ⑤ 労働者の死亡の当時から一定の障害の状態にない子、孫、兄弟姉妹が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
- ⑥ 一定の障害の状態がなくなったとき(ただし、年齢要件に該当している場合は失権しない)

(5)遺族補償年金の支給停止

遺族補償年金の受給権者の所在が、1年以上明らかでない場合、同順位者(いない場合は次順位者)の申請によって、その所在が明らかでない間、支給停止されます。

その場合、同順位者(次順位者)を次順位者とします。なお、支給を停止された遺族は、いつでも、その所在を明らかにして支給停止の解除を申請できます。

(6)遺族補償年金の受給資格の欠格

次の者は、遺族補償年金の受給権者・受給資格者ではなくなり、遺族補償年金の支給を受けることができなくなります。

- ①労働者を故意に死亡させた者
- ②先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者

(7)遺族補償年金前払一時金

遺族補償年金の支給を受ける際に、まとまったお金が必要な場合は、遺族補償年金前払一時金として、給付基礎日額の1000日分を上限に一時金の支給を受けることが可能です。なお、通勤災害の場合は、遺族年金前払一時金と言います。

請求は、遺族補償年金の請求と当時に行わなければなりません。ただし、遺族補償年金の支給決定通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間であれば、遺族補償年金の請求後でも請求できることとされています。

遺族補償年金は、転給によりすべての受給資格者が失権するまで支給されますが、先順位者が遺族補償年金前払い一時金を受給した後に失権した場合は、次順位者が転給によって受給権者となっても、遺族補償年金前払一時金を請求できません。

また、55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹は、60歳に達するまでは遺族補償年金は支給されませんが、条件を満たせば遺族補償年金前払一時金は支給されるという違いがあります。

◎遺族補償年金前払一時金の額

給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分のうち、受給権者が選択する額が支給されます。そして、遺族補償年金前払一時金の支給を受けた場合、各月に支給されるべき年金額の合計が、当該前払一時金の額に達するまで、遺族補償年金は支給停止されます。

(8)遺族補償一時金

遺族補償一時金は、労働者の死亡の当時、遺族補償年金の受給資格者がいない場合に、給付基礎日額の1000日分が支給されます。ただし、遺族補償年金の受給資格者がすべて失権したときに、受給済みの遺族補償年金と遺族補償年金前払一時金の合計額が給付基礎日額の1000日分以下の場合、その差額が支給されます。なお、通勤災害の場合は、遺族一時金と言います。

遺族補償一時金の受給権者には、特別支給金である遺族特別支給金(遺族補償年金の受給権者がいない場合のみ)も支給されます。

遺族補償一時金の受給資格条件及び順位

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 配偶者2 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖母3 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していない子、父母、孫、祖父母4 兄弟姉妹 |
|--|

遺族補償一時金は、すべての受給資格者が失権したときに支給される保険給付であり、労働者の死亡の当時の身分関係で判断します。したがって、受給資格者がいなくなり、支給を受けた額が給付基礎日額の1000日分以下の場合、再婚していても配偶者に支給されます。また、一時金で支給されるため転給はありません。なお、遺族補償年金の受給資格者又は受給資格者となるべき者を故意に死亡させた場合は、遺族補償一時金の受給資格者になれません。

7. 葬祭料

葬祭料は、業務災害により死亡した労働者の葬祭を行う者に対して、その請求に基づき支給されます。したがって、通常、葬祭を行う遺族に対して葬祭料が支給されますが、遺族がない場合で会社や友人が葬祭を行った場合、葬祭を行った会社や友人に葬祭料が支給されます。なお、通勤災害の場合は、葬祭給付と言います。

◎葬祭料の額

315,000円＋給付基礎日額の30日分が支給されます。ただし、給付基礎日額の60日分の最低保障があります。葬祭料の請求に際して、葬祭に要した費用の証明書は必要ありません。それは、上記のように実際に要した費用が支給額に影響しないためです。

8. 通勤災害の保険給付

通勤災害の保険給付は、以下の点で、業務災害の保険給付とは異なります。なお、農業の場合、通勤災害の保護の対象となる特別加入者は、「中小事業主等」に限られます。

- ・業務災害の給付名から補償が取り除かれている(例外:葬祭料は葬祭給付)
- ・療養給付に関して、一部負担金が徴収される
- ・待期期間の3日間について事業主の補償義務はない
- ・傷病年金を打切補償とみなさない

○一部負担金

通勤災害による療養給付を受ける場合、初回に、一部負担金として200円(健康保険法第69条の7に規定する日雇特例被保険者は100円)が徴収されます。徴収は支給される休業給付からの控除です。ただし、以下の者からは徴収されません。

○一部負担金が徴収されない者

- ・第三者行為災害により療養給付を受ける者
- ・療養開始後3日以内に死亡した者

- ・休業給付を受けない者
- ・同一の通勤災害による療養給付に対して、すでに一部負担金を納付した者
- ・特別加入者

第4 労災保険給付の通則

1. 基本権と支分権

労災保険の保険給付を受ける権利は、以下の2つから成り立っています。

(1)基本権

基本権とは、年金たる保険給付を受ける権利そのもののことです。通常、労働者やその遺族の請求によって発生しますが、傷病補償年金については、所轄労働基準監督署長が職権によって支給決定します。

(2)支分権

支分権とは、各支払期月ごとに発生する年金たる保険給付を受ける権利のことです。

年金は月単位で支給されるために、このような権利が存在するのです。なお、この支分権は各支払期月ごとに自動的に発生するので、請求する必要はありません。

2. 保険給付の支給期間

年金たる保険給付の支給は月単位で行われ、支給すべき事由が生じた月の翌月から始まり、支給を受ける権利が消滅した月で終わります。実際には、2月、4月、6月、8月、10月、12月に、それぞれ前月分までが支給されます。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合は、支払期月でない月であっても支給されます。つまり、年金たる保険給付は、支給を受ける権利が消滅した月分まで支給されますので、年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合は、未支給年金が発生します。

なお、年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じた場合、事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月まで支給停止されます。

3. 年金の内払

年金たる保険給付の支給停止事由が生じたにもかかわらず、引き続きその支払いが行われた場合、支払われた年金たる保険給付は、その後に支払われるべき年金たる保険給付の内払とみなすことができます。つまり、余分に支払われている分を支給再開されたときの分とみなすことができます。これと同様に、年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、減額しないで支払われた場合も内払とみなすことができます。上記は、同一の保険給付についての内払でしたが、異なる保険給付間での内払も認められています。

※ 内払処理

給付間での内払いも認められていますが、内払い処理に係る充当処理はあくまでも災保険の制度内で行われるものであり、厚生年金保険、国民年金、共済組合等他制との間では行われることはありません。

同一の傷病に関して、受給者が従前からの保険給付の受給権を失い、新たな保険給付の受給権を得たにもかかわらず、従前の保険給付が支払われた場合、これを新たな保険給付の内払とみなすことができるようになります。ただし、以下の保険給付間に限られます。

◎障害(補償)年金の受給権喪失後に支払われた保険給付

- ・休業(補償)給付
- ・傷病(補償)年金
- ・障害(補償)一時金

の内払とみなすことができます。

◎傷病(補償)年金の受給権喪失後に支払われた保険給付

- ・休業(補償)給付
- ・障害(補償)給付

の内払とみなすことができます。

◎休業(補償)給付の受給権喪失後に支払われた保険給付

- ・傷病(補償)年金
- ・障害(補償)給付

の内払とみなすことができます。

4. 年金の過誤払

年金たる保険給付の受給権者が死亡したため、その受給権が消滅したにもかかわらず、死亡日の属する月の翌月以後の分としてその年金たる保険給付が誤って支払われた場合に、その過誤払い分を返還すべき者に受給権者の死亡に関する保険給付があるときは、その保険給付の支払金額を過誤払による返還金債権に充当することができます。

(1) 傷病・障害・遺族補償年金の過誤払

年金たる保険給付の受給権者の死亡に関して新たに保険給付の受給権者となるものが生じる場合において、その者が過誤払による債務の弁済をしなければいけないとき、次の1～3のように充当されます。

① 傷病(補償)年金が過誤払いされた場合

- ・遺族(補償)年金
- ・遺族(補償)一時金
- ・葬祭料(葬祭給付)

を返還金債権の金額に充当する。

② 障害(補償)年金が過誤払いされた場合

- ・遺族(補償)年金
- ・遺族(補償)一時金
- ・葬祭料(葬祭給付)
- ・障害(補償)年金差額一時金

を返還金債権の金額に充当する。

③ 遺族(補償)年金が過誤払いされた場合

- ・遺族(補償)年金
- ・遺族(補償)一時金
- ・葬祭料(葬祭給付)

を返還金債権の金額に充当する。

(2) 同順位者がいる遺族補償年金の過誤払

年金たる保険給付の受給権者が死亡し、当該年金たる保険給付について他の同順位者の受給権者が、その死亡に伴う過誤払による債務の弁済をしなければならないとき。これに該当するのは、遺族(補償)年金が過誤払されたときで、同順位者に支給される遺族(補償)年金のみを返還金債権の金額に充当できます。

5. 未支給の保険給付

保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付で、まだ支給されていないものがあるときは、一定の遺族は自己の名でその未支給の保険給付の支給を請求できます。なお、年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合は、必ず未支給の保険給付が発生します。

(1) 未支給の保険給付の請求権者順位

未支給の保険給付の請求順位は以下の通りであり、最上位者のみが受給できます。

① 遺族(補償)

年金かそれ以外の保険給付かで順位は異なります。

② 遺族(補償)年金以外の保険給付

◎死亡した受給権者と生計を同じくしていた

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 配偶者2. 子3. 父母4. 孫5. 祖父母6. 兄弟姉妹 |
|---|

◎死亡した受給権者と生計を同じくしていなかった

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">7. 死亡した受給権者の相続人8. 上記1～7(請求権者)の相続人 |
|--|

③ 遺族(補償)年金

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 同順位者2. 次順位者3. 死亡した受給権者の相続人4. 上記1～3(請求権者)の相続人 |
|--|

6. 死亡の推定

船舶若しくは航空機に事故が起こった際に、現にそれらに乗っていた労働者又は船舶若しくは航空機の航行中行方不明になった労働者の生死が3ヶ月間わからない場合又は、これら労働者の生死が3ヶ月以内に明らかとなり、かつ、死亡の時期がわからない場合には、遺族(補償)給付、障害(補償)年金差額一時金、葬祭料(葬祭給付)の支給に関する規定の適用については船舶又は航空機の事故が起こった日又は労働者が行方不明となった日に、死亡したものと推定します。

この死亡の推定が適用されるのは、船舶と航空機での事故に限られ、また、未支給の保険給付に対しては適用されません。そして、後日、労働者の生存が確認された場合、受給済みの保険給付を返還しなければなりません。

7. 保険給付の支給制限

以下の(1)～(3)に該当する場合、保険給付の支給が制限されることがあります。

- (1)労働者が故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を発生させた場合、保険給付は全く行われません。
- (2)労働者が故意の犯罪行為又は重大な過失により、負傷、疾病、障害、死亡若しくはこれらの原因となった事故を発生させた場合、休業(補償)給付、傷病(補償)年金、障害(補償)給付を支給する度に、所定給付額の30%が減額されます。ただし、年金については、療養開始後3年以内に支払われる分に限られます。
- (3)労働者が正当な理由がなく、療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合、休業補償給付の10日分又は傷病補償年金の365分の10相当額が減額されます。

8. 費用徴収制度

政府は、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者から、その保険給付に要

した費用の全部又は一部を徴収することができます。それが、事業主の虚偽の報告又は証明による保険給付の場合、その事業主に対して、不正受給者と連帯して徴収金を納付すべきことを命じることができます。

また、事業主の故意又は重大な過失等によって生じた災害に対する保険給付を行った場合、政府は、その保険給付に要した費用の全部又は一部を事業主から徴収することができます。

事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中の事故、事業主が概算保険料のうち一般保険料を納付していない期間中の事故についても費用徴収の対象となります。ただし、療養(補償)給付、介護(補償)給付については、費用徴収の対象となりません。

9. 受給権の保護

労災保険の保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されません。例えば、障害補償年金の受給権者が退職しても、受給条件に該当する限り支給され続けます。また、保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできません。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構が行う小口資金貸付事業の担保に供することは可能です。

10. 保険給付の非課税

租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできません。この保険給付には、特別支給金や現物給付も含まれ、同様に非課税扱いとなります。

11. 保険給付の一時差止め

政府は、以下の(1)～(3)の場合に、保険給付の支払いを一時差し止めることができます。当該差し止め理由が解消されれば支給再開されますが、どれも保険給付を受給するためには必要な義務です。

- (1) 保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、法律の規定による届け出をしない場合。
- (2) 保険給付を受ける者等が、行政庁による必要な報告。届出、文書その他の物件の提出、出頭等の命令に従わない場合。
- (3) 保険給付を受ける者等が、行政庁の受信命令に従わない場合。

12. 不服申立て

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償審査官に対して、審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。ただし、労働者災害補償審査官に審査請求をした日から3ヶ月を経過しても決定がない場合は、その決定を経ないで労働保険審査会に再審査請求できます。

労働者災害補償審査官(審査請求)

処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に口頭または文書で請求します。

労働保険審査会(再審査請求)

決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に文書で請求します。なお、保険給付以外の処分に不服のある者は、行政審査法の規定により、不服申立て(異議申立て又は審査請求)することができます。

1 3. 保険給付の時効

保険給付を受ける権利の時効期間及び起算日は以下の通りです。なお、支給決定が行われた保険給付を受ける権利(支分権)については、傷病(補償)年金を含めすべて5年で時効消滅します。

(1)時効期間2年の保険給付

- ・療養(補償)給付：療養に要する費用を支払った日の翌日から起算して2年
- ・休業(補償)給付：労働不能となった日の翌日から起算して2年
- ・介護(補償)給付：介護を受けた月の翌月の初日から起算して2年
- ・障害(補償)年金前払一時金：傷病が治った日の翌日から起算して2年
- ・遺族(補償)年金前払一時金：労働者が死亡した日の翌日から起算して2年
- ・葬祭料(葬祭給付)一労働者が死亡した日の翌日から起算して2年
- ・二次健康診断等給付一労働者が一次健康診断の結果を知った日の翌日から起算して2年

(2)時効期間5年の保険給付

- ・障害(補償)年金：傷病が治った日の翌日から起算して5年
- ・障害(補償)一時金：傷病が治った日の翌日から起算して5年
- ・障害(補償)年金差額一時金：障害(補償)年金の受給権者が死亡した日の翌日から5年
- ・遺族(補償)年金一労働者が死亡した日の翌日から起算して5年
- ・遺族(補償)一時金一労働者が死亡した日の翌日から起算して5年

1 4. 第三者行為災害

業務災害、通勤災害が第三者の加害行為によって生じた場合、その第三者から損害賠償が行われます。労災保険では、この損害賠償と保険給付を調整することになっていて、重複して損害が補填されることはありません。行われた順番により、それぞれ次のように調整されます。

労災保険給付が先に行われた場合

同一の事由について、損害賠償を受ける前に保険給付を受けたときは、政府は、その価額の限度で、第三者から損害賠償を請求(求償)できます。

第三者からの損害賠償が先に行われた場合

同一の事由について、保険給付を受ける前に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないこと(控除)ができます。

以上のように調整されますが、受けた損害賠償が法定の労災保険給付を上回るときは支給されず、下回る場合は差額が支給されます。

また、年金の場合は、支給すべき年金額が損害賠償額に達するまでの間、災害発生後3年を限度として支給停止されます。なお、調整されるのは、保険給付と同一の事由に基づく損害賠償のみであり、慰謝料等は含まれません。

15. 社会保険との調整

同一の事由による障害や死亡が原因で、労災保険の保険給付と他の社会保険(国民年金・厚生年金保険)の給付が行われる場合、一部を除き、労災保険給付が減額調整されます。あくまでも、同一の事由に限られますので、老齢基礎年金・老齢厚生年金は調整の対象となりません。

ヒヤリ・ハットの事例

ヒヤリ・ハット事例のアンケート調査結果

(出典:JA全農とくしま)

農業機械名	ヒヤリ・ハットの事例	年度	
1.刈払機	肩のベルトがはずれ落下、膝の所に刃がきてズボンを切った。	23	
	人に呼ばれてふりむいたときのヒヤリ感	23	
	足元が悪く転びそうになった。	23	
	エンジンの音が大きくて近くに人がいるのが分からなかった時	23	
	足をすべらし、怪我をしそうになった。	23	
	回転刃が地面に当たりキックバックして足を切りそうになった。	23	
	石が目飞来きたが、サングラスをしていたので助かった。	23	
	使用中に急に人が来た	23	
	刈り取り中物が飛んだ	23	
	刈刃が足に来た	23	
	番線の切れ端をはじき足に突き刺さった。	23	
	キックバックし刈刃が体に接触しぞっとした	23	
	草刈中に石に当たり、とんでもない方向へ跳ねた	23	
	刈払機を使用中、石がはねて自分の方に飛んできた	23	
	斜めの所で倒れそうになった	23	
	水面に触れて跳ね返った時	23	
	大きな石が飛んできて、顔に防具を付けていなかったのでぞっとした。	23	
	草刈中すべって転んだ時	23	
	エンジンを切らずに、絡みついた草を取った時に刈刃が動き出した。	23	
	廻りを確認せずに、エンジンを掛け、近くにいた人に当たりそうになった。	23	
	傾斜地で草刈中足元がすべって下まで落ちあぶなかった	23	
	畔際(のり面)の草刈時、刃が急に足のほうに振られた時	23	
	草刈り中に飼い犬が走って来て足を切断した	24	
	石を飛ばして車のガラスを割った	24	
	草刈り中に足を滑らせて怪我をした。	24	
	草刈り中に針金をはじき足に大けがをした。	24	
	草刈りの時、石が体に当たった。	24	
	エンジンを停止せずに点検をしていたとき	24	
	草刈り中、足場が悪く滑りそうになり、刃が足元にきた	24	
	石をとばし、その石が目に入った	24	
	2.トラクター	畑から出る時、坂道で前輪があがり不安定な状態になった。	23
		運転中すべって危険を感じた。	23
		田への乗り入れ時に倒れそうになった。	23
圃場から出る時前から出たため前輪が浮き転倒しそうになった一瞬のことで生きた心地がしなかった		23	
坂道でタイヤがすべってショックをうけた。		23	
坂での回転時		23	
アクセルとブレーキを同時に踏み前を破損した。		23	
田より出る時、ハシゴよりタイヤがはずれトラクターが傾いた。		23	
爪を回したままはやく走った		23	
エンジンをかけたまま掃除し、走行にチェンジが入っていた為、ロータリーを下げたとたん走り出した。		23	
畦越しの時前輪が浮く		23	
出入り口の高低差で転倒しかけた。		23	
スピードの出しすぎで横転しかけた。		23	
わき見、だろろ運転		23	
両ブレーキの固定をしていなかった		23	
畦越し		23	
圃場を出る時、前が上がりドキッとした。		23	
段差のある所、田移りの時、圃場から出る時		23	
登り坂で大きな石がありハンドルをとられた		23	
坂道を上がる時、前輪が持ち上がりヒヤッとした。		23	
クラッチ前後忘れがある。		23	
爪を止めずに農道を走る。		23	
スピードを出し過ぎた時		23	
眠たくなった時	23		
転倒しそうになった	23		
居眠り	23		
耕耘中畦隅を回る時	23		
人が呼んでいるのに気をとられ、トラクターが畦に出ていた時	23		

ヒヤリ・ハット事例のアンケート調査結果

	圃場からの出るとき前輪が浮き上がった。	23
	ブレーキに足がとどかず、子供をはねてしまった。子供に怪我は無かったが胸をなでおろした。	23
	爪が回転しているのに気がつかなかった時	23
	車への積み下ろし	23
	成形器を取り付けたロータリーを上げたまま急な坂道を前進で登った為前部が浮きひっくり返りそうに	23
	ハウス内で針金等にひかかりそうになる。	23
	フルクローラの能力を過信してしまい、坂を登れなくなってしまった。	23
	均し板を取り付け折りたたむことを忘れ、市道へ出ようとした時、ポンプ小屋にひっかけてトラクターがこ	23
	けそうになった。	
	圃場へ道路から落ちかけた	23
	斜めに畔越えした時に片側が浮いて転倒しかけた。	23
	圃場への出入りの時、前が浮きびっくりした。	23
	隣の圃場へ移動の時、トラクターが転がりつぶれそうになった。	23
	畔移りで急にハンドルを切って1輪が浮いた	24
	車から降ろす時、サイドを引くの忘れトラクターが走った。	24
	爪交換時	24
	田に入れる時	24
	畔を乗り越える時	24
	田んぼに出入りする時	24
	田の出入りや車に乗せたり降ろしたりする時	24
	走行中のブレーキの片効き	24
	寝てしまってもう少しで溝に落ちそうになった。	24
	急ハンドルを切って大きく傾いた。	24
	野菜の畝を崩す時	24
	農道を走行中、後ろから車が来ている事に気づかず左に曲がろうとして衝突しそうになった。	24
	畔越え中のバランスの喪失	24
	坂道でタイヤがずれた	24
	ブレーキを連結していなかったので転倒しかけた。	24
	転倒した時	24
	前輪の浮き上がり	24
	畔越えの時傾きが有る為、危険を感じる。	24
	畔をまたいだ時、前輪が大きく上がった。	24
	降りるときに、ジャンパーがレバーにひっかかた	24
	砂利道を上がっていくときに、横に滑った。	24
	転倒しかけた、ロータリーが外れた、	24
	クラッチ操作をあやまり前輪が上がった	24
	田の出入りの時、前輪が浮いた	24
	畔際の乗り越え	24
	トラックへの乗降時に落としそうになった	24
	降りる時に、作業着が引っ掛かり転倒した	24
3.耕耘機	バックで耕耘中に耕耘機とハウスの柱に挟まれた。	23
	バックの時ハウスのつまに挟まれかけた。	23
	高速でのバックギアでハンドルが浮いて巻き込まれそうになった。	23
	耕耘の時、土地が固かった場所で急に走り出し転倒した。	23
	回転する時	23
	バック中ブレーキのワイヤーが切れてハウスにはさまれた	23
	耕耘機を落とした。	23
	エンジンを掛けてベルトを交換していたら指2本骨折した。	23
	ハウス内でバックしていたとき、留め金に触れ、手のひらから手の甲へピンが抜けた。	23
	まわす時に急に倒れることがある。	23
	バランスをくずし倒れそうになった。	23
	軽トラックに積み下ろし時のバランスがとりにくい	23
	圃場から出る時前輪が跳ね上がる時	23
	チェンジを後進に入れエンジンを掛けた時、こけてしまい足を車輪で踏まれた。	23
	バックしていて段を踏み外した。	24
	ベルトを掛けている時指をはさまれ切断	24
	後進中にロータリーに巻き込まれそうになった。	24
	前進と後進を間違えて発進した	24
4.田植機	市道を走行中片側がぬかるんでいて、田植機が傾き転倒した。	23
	田の出入りの時	23
	田植中に台から足がすべり、車輪に挟まれる。	23

ヒヤリ・ハット事例のアンケート調査結果

	トラックに載せる時に前が浮いて落ちそうになった。	23
	田に入る時、急勾配のため転倒しかけた。	23
	圃場から出る時転倒しそうになった。	23
	田の入り口で転倒したこと	23
	圃場から出る時スリップする	23
	圃場への出入りの時バランスが悪く困っている。	23
	車での運搬時ブリッジから落ちそうになった。	23
	畦を越えるときにハンドルを切った為ひっくり返りそうになった。	23
	操作ミスによって、横転させてしまった。	23
	田から出る時(前進)前が浮きそうになった。	23
	回転する時、後輪が沈み込んで転倒しそうになった	23
	田に入れる時、坂道なので傾きびっくりした。	24
	畔のコンクリートに当たった	24
	畔を越える時、前輪が立ち上がりひやとした	24
	泥が付いていて足が滑った。	24
	畔から上がろうとして横滑りした時	24
	畔を降りるとき滑った	24
	畔が高く機械が傾き田の中に落ちた。	24
	田への出入りの時、横に傾いた	24
	田から出る時、前が持ち上がった。	24
	棚田に入るまでの道路が狭いのでヒヤリとする	24
	畔越えのとき転倒しそうになった	24
5.コンバイン	チェンジ操作ミスによる誤前後進	23
	コンバインの掃除後モミ上げの回転部に人差し指を何気なく持っていき骨とつめを傷つけた。	23
	コンクリートの畦に刈り取り部が当たり石が飛んできた。	23
	いねむり	23
	もみが詰まった時	23
	田への出入りにて、かたむき驚いた。	23
	鎌を脱穀機の中へ入れてしまったとき。	23
	エンジンをかけたまま降り、コンバインが動いているのに気がつかず倉庫の壁をやぶった。	23
	稲刈りで門角の所で曲がる時	23
	圃場から出る時	23
	詰った為、エンジンを止めず掃除をしていたら急に動きだした。	23
	圃場から出る時	23
	トラックに積み込むとき落としそうになった	23
	手扱ぎ中の詰り	23
	車への積み下ろし	23
	夕方に、ふちがましをしていて、ぬかるみに足をとられて、フィードチェーンに巻き込まれそうになった。	23
	エンジンを掛けたままつまりを取ろうとして、ベルトに巻き込まれそうになった。	23
	坂道で左に大きく傾いた	24
	溝に落とした	24
	田んぼの出入りの時横倒しになりそうになった。	24
	点検時の注油する時、手を挟みそうになる。	24
	運転者の確認不足の為、機械と壁に挟まれそうになった。	24
	圃場の出入り	24
	運搬中に荷台に機械が引っ掛かりヒヤリとした。	24
6.運搬車	後進にギヤーを入れたと思い前方で操作をしたら前進し体に接触した。	23
	チェンジをニュートラルにしていなかったため、エンジンを掛けると急発進した。	23
	デフロックが入り、カーブを曲がりきれずに道路から用水に入りそうになった。	23
	急カーブで転倒	24
	後進に入れたつもりが前進に入って体に当りそうになった	24
7.管理機	土の固い箇所をバックで作業していて、管理機が飛び跳ねるような感じになり、急に前進した。	23
	バックしていた時、後方確認が不十分だった為、石垣に押し付けられた。	23
	管理機と畦で体を挟んだこと	23
	バックで作業中に管理機と石垣に挟まれた	23
	止める時、ブレーキをすぐに持てなかった。	23
	爪に巻きついた草を取る時はエンジンを止める。	23
	耕耘作業中ロータリーに大きな石が当たり管理機が急スピードで走った。	23
	バックしていて段がありクラッチにぎりそこねた。	24
	硬い土の時、上に飛び上がる。急発進した時。	24
	硬い圃場での暴走	24

ヒヤリ・ハット事例のアンケート調査結果

	バックする時、耕うん部が持ち上がった。	24
8.チェーンソー	木を切っていて滑ってヒヤッとした。	23
	操作中に誤って延長コードを切断した。	23
	足を切りそうになった	23
	針金がひかかった。	23
	巻き込まれそうになった	24
	木を切っているとき、手が滑りもう少しで手を切りそうになった。	24
9.その他	人參ビニールの巻取り機で強風の時、手も巻き込んでしまった。	23
	レンボリーより降りるとき回転レバーにひかかることがありあぶない。	23
	ユンボでジャンパーの裾がレバーにひっかかり2回転して裾がはずれ止まった。	23
	動噴で作業中、ベルトが回らないので、足で蹴飛ばしたところ靴紐が絡まりそうになりドキッとした。	23

特別加入関係の様式、記載例

様式第34号の8 (表面) 指定農業機械作業従事者として特別加入する場合

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

帳票種別 36241	見 本	◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)
特別加入の承認に係る事業 府 県 所 属 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 労働保険番号 36101900238001	元号 年 月 日 ※受付年月日 7 平成 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
事業の名称 徳島県農業機械等安全推進協議会労働保険事務組合	事業場の所在地 徳島市かちどき橋1丁目41番地 (徳島県農業会議内)	

今回の変更届に係る者 合計: 2人 内訳 (変更: 2人、脱退: 人、加入: 人)	*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。					
変更届に関する事項の変更 特別加入者に関する事項の変更 (特別加入者のうち一部に変更がある場合)	変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前	業務又は作業の内容 変更前		
	生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ氏名	変更後	変更後		
	※整理番号		1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 ()			
	変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前	業務又は作業の内容 変更前		
生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ氏名	変更後	変更後			
※整理番号		1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 ()				
異動年月日 年 月 日	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日	※整理番号			
異動年月日 年 月 日	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日	※整理番号			
特別加入予定者 異動年月日 平成 25 年 11 月 1 日	フリガナ氏名 トクマ タケ 徳島 太郎	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 (長男)	業務又は作業の具体的内容 露地野菜の栽培 (指定農業機械作業従事者) 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	除染作業 1 有 2 無 3 該当なし	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 8 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 10,000円
異動年月日 昭和 52 年 7 月 7 日	フリガナ氏名 トクマ ミコ 徳島 由美子	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 (長男の妻)	業務又は作業の具体的内容 露地野菜の栽培 (指定農業機械作業従事者) 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	除染作業 1 有 2 無 3 該当なし	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 8 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 平成 19 年 5 月 従事した期間の合計 6 年間 5 ヶ月 希望する給付基礎日額 6,000円
変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して14日以内)			平成 25 年 11 月 1 日			

脱退の場合	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。 *申請の理由(脱退の理由)	*脱退を希望する日(申請日から起算して14日以内) 年 月 日
-------	---	------------------------------------

上記のとおり変更を生じたので届けます。
特別加入脱退を申請します。

郵便番号 770-0939 電話番号 088 - 678 - 5611

住所 徳島市かちどき橋1丁目41番地 (徳島県農業会議内)

事業主の氏名 組合長 丸 山 友 良 印
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

平成 25 年 10 月 11 日 徳島 労働局長 殿

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

届票種別 36241	見 本	◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。) ※受付年月日 7平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>1-9月迄 1-9月迄 1-9月迄</small>
特別加入の承認に係る事業 労働保険番号 36101900238002	事業場の所在地 徳島市かちどき橋1丁目41番地 (徳島県農業会議内)	
事業の名称 徳島県農業機械等安全推進協議会労働保険事務組合		

今回の変更届に係る者 合計: 2人 内訳 (変更: 2人、脱退: 人、加入: 人)						
変更届の場合 (特別加入者の変更)	変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前 変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の内容 変更前 変更後		
	生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ氏名				
	※整理番号					
	変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前 変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の内容 変更前 変更後		
生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ氏名					
※整理番号						
特別加入者となった者	異動年月日 年 月 日	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日	※整理番号		
	異動年月日 年 月 日	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日	※整理番号		
特別加入者の変更がある場合	特別加入予定者 異動年月日 平成 25年 11月 1日 フリガナ氏名 トカマ 知由 徳島 太郎	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 1 本人 3 役員 5 家族従事者 (長男)	業務又は作業の具体的内容 露地野菜の栽培 (特定農作業従事者) 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	除染作業 1 有 2 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 10,000円
	生年月日 昭和52年 7月 7日					
	異動年月日 平成 25年 11月 1日 フリガナ氏名 トカマ エミ 徳島 由美子	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 1 本人 3 役員 5 家族従事者 (長男の妻)	業務又は作業の具体的内容 露地野菜の栽培 (特定農作業従事者) 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	除染作業 1 有 2 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 平成19年 5月 従事した期間の合計 6年間 5ヶ月 希望する給付基礎日額 6,000円
	生年月日 昭和59年 2月 10日					
変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して14日以内)				平成 25年 11月 1日		

脱退申請の場合 *申請の理由 (脱退の理由)	*脱退を希望する日 (申請日から起算して14日以内) 年 月 日
---------------------------	-------------------------------------

上記のとおり 変更を生じたので届けます。特別加入脱退を申請します。

平成 25年 10月 11日

徳島 労働局長 殿

郵便番号 770-0939 電話番号 088 - 678 - 5611

住 所 徳島市かちどき橋1丁目41番地 (徳島県農業会議内)

事業主の氏 名 組合長 丸 山 友 良 印
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (中小事業主等)

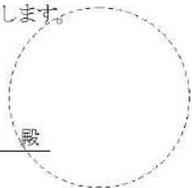
帳票種別 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">36211</div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; font-size: 1.5em; font-weight: bold; color: red;">見本</div>	◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)																									
① 申請に係る事業の労働保険番号 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">府 県</td> <td style="font-size: 0.8em;">所 属</td> <td style="font-size: 0.8em;">管 轄</td> <td style="font-size: 0.8em;">基 礎 番 号</td> <td style="font-size: 0.8em;">枝 番 号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 1.2em;">3</td> <td style="font-size: 1.2em;">6</td> <td style="font-size: 1.2em;">1</td> <td style="font-size: 1.2em;">0</td> <td style="font-size: 1.2em;">1</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 1.2em;">9</td> <td style="font-size: 1.2em;">0</td> <td style="font-size: 1.2em;">0</td> <td style="font-size: 1.2em;">2</td> <td style="font-size: 1.2em;">3</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 1.2em;">6</td> <td style="font-size: 1.2em;">9</td> <td style="font-size: 1.2em;">9</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	府 県	所 属	管 轄	基 礎 番 号	枝 番 号	3	6	1	0	1	9	0	0	2	3	6	9	9			※受付年月日 元号 年 月 日 7 平成 <input style="width: 20px;" type="text"/>						
府 県	所 属	管 轄	基 礎 番 号	枝 番 号																							
3	6	1	0	1																							
9	0	0	2	3																							
6	9	9																									
② 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称) 徳島 大 介																											
③ 申請に係る事業 名称 (フリガナ) トク シマ ダイ スケ 名称 (漢字) 徳島 大 介 事業場の所在地 徳島市八万町大野 1 4 5																											
④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 2 名																											
*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">特別加入予定者</th> <th style="width:40%;">業 務 の 内 容</th> <th style="width:10%;">除染作業</th> <th style="width:10%;">従事する特定業務</th> <th style="width:25%;">特 定 業 務 ・ 給 付 基 礎 日 額</th> </tr> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">フリガナ氏名 トク シマ ダイ スケ 徳島 大 介 生年月日 昭和24年 6月 17日</td> <td style="font-size: 0.8em;">事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 3 役員 () 5 家族従事者 () 業務の具体的内容 水稲及び露地野菜の栽培 労働者の始業及び終業の時刻 8 時 00 分 ~ 17 時 30 分</td> <td style="font-size: 0.8em;">1 有 ② 無</td> <td style="font-size: 0.8em;">1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 ⑨ 該当なし</td> <td style="font-size: 0.8em;">業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 15,000 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">フリガナ氏名 トク シマ タロウ 徳島 太 郎 生年月日 昭和52年 7月 7日</td> <td style="font-size: 0.8em;">事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () ⑤ 家族従事者 (長男) 業務の具体的内容 同上 労働者の始業及び終業の時刻 8 時 00 分 ~ 17 時 30 分</td> <td style="font-size: 0.8em;">1 有 ② 無</td> <td style="font-size: 0.8em;">1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 ⑨ 該当なし</td> <td style="font-size: 0.8em;">業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 10,000 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">フリガナ氏名 生年月日 年 月 日</td> <td style="font-size: 0.8em;">事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 () 業務の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻 時 分 ~ 時 分</td> <td style="font-size: 0.8em;">1 有 3 無</td> <td style="font-size: 0.8em;">1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし</td> <td style="font-size: 0.8em;">業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">フリガナ氏名 生年月日 年 月 日</td> <td style="font-size: 0.8em;">事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 () 業務の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻 時 分 ~ 時 分</td> <td style="font-size: 0.8em;">1 有 3 無</td> <td style="font-size: 0.8em;">1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし</td> <td style="font-size: 0.8em;">業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円</td> </tr> </table>	特別加入予定者	業 務 の 内 容	除染作業	従事する特定業務	特 定 業 務 ・ 給 付 基 礎 日 額	フリガナ氏名 トク シマ ダイ スケ 徳島 大 介 生年月日 昭和24年 6月 17日	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 3 役員 () 5 家族従事者 () 業務の具体的内容 水稲及び露地野菜の栽培 労働者の始業及び終業の時刻 8 時 00 分 ~ 17 時 30 分	1 有 ② 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 ⑨ 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 15,000 円	フリガナ氏名 トク シマ タロウ 徳島 太 郎 生年月日 昭和52年 7月 7日	事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () ⑤ 家族従事者 (長男) 業務の具体的内容 同上 労働者の始業及び終業の時刻 8 時 00 分 ~ 17 時 30 分	1 有 ② 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 ⑨ 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 10,000 円	フリガナ氏名 生年月日 年 月 日	事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 () 業務の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻 時 分 ~ 時 分	1 有 3 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円	フリガナ氏名 生年月日 年 月 日	事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 () 業務の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻 時 分 ~ 時 分	1 有 3 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円		
特別加入予定者	業 務 の 内 容	除染作業	従事する特定業務	特 定 業 務 ・ 給 付 基 礎 日 額																							
フリガナ氏名 トク シマ ダイ スケ 徳島 大 介 生年月日 昭和24年 6月 17日	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 3 役員 () 5 家族従事者 () 業務の具体的内容 水稲及び露地野菜の栽培 労働者の始業及び終業の時刻 8 時 00 分 ~ 17 時 30 分	1 有 ② 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 ⑨ 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 15,000 円																							
フリガナ氏名 トク シマ タロウ 徳島 太 郎 生年月日 昭和52年 7月 7日	事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () ⑤ 家族従事者 (長男) 業務の具体的内容 同上 労働者の始業及び終業の時刻 8 時 00 分 ~ 17 時 30 分	1 有 ② 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 ⑨ 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 10,000 円																							
フリガナ氏名 生年月日 年 月 日	事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 () 業務の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻 時 分 ~ 時 分	1 有 3 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円																							
フリガナ氏名 生年月日 年 月 日	事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 () 業務の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻 時 分 ~ 時 分	1 有 3 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円																							
⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日 平成 26 年 3 月 14 日																											
⑥ 労働保険事務組合の証明 上記⑤の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。 労働保険事務組合 名称 徳島県農業機械等安全推進協議会労働保険事務組合 郵便番号 770-0939 電話番号 088 - 678 - 5611 主たる事務所の所在地 徳島市かちどき橋1丁目41番地 (徳島県農業会議内) 代表者の氏名 組合長 丸 山 友 良 印 平成 年 月 日																											
⑦ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して14日以内) 平成 26 年 4 月 1 日																											

新しい曲なる場合と古い曲なる場合と

上記のとおり特別加入の申請をします。

平成 26 年 3 月 24 日

徳島 労働局長 殿



郵便番号 770-8070 電話番号 088 - 694 - 1234

住 所 徳島市八万町大野 1 4 5

事業主の

氏 名 徳 島 大 介 印

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

労働保険事務等委託書

事業場名	徳島太郎	常時使用労働者数	2人
事業場の所在地	徳島市八万町0099-9	雇用保険被保険者数	1人
委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務 ● 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務 ● 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務 ● 労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ● その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務 		
委託事務処理開始年月日	(予定) 平成 24 年 3 月 27 日より		

上記のとおり貴組合に労働保険事務等の処理を委託します。
ただし、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」(組様式第4号)は、貴組合が指定する期日までに当方において作成し、提出します。

(郵便番号 770-0734)
電話 (088) - (XXXX) XXXX 番

平成 24 年 3 月 26 日 住所 徳島市八万町0099-9

徳島県農業機械等安全推進協議会 事業主の 氏名 徳島太郎 (印)

労働保険事務組合 組合長 丸山友良 殿

労働番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	上記の委託を承諾します。 (承諾できません)	
労働番号	36	/	01	900206000			不承諾の理由
労働番号							
労働番号							

平成 24 年 3 月 27 日 名 徳島県農業機械等安全推進協議会 労働保険事務組合

(郵便番号 770-0939)
電話 (088) - (878) 5811 番

労働保険事務組合の所在地 徳島市からどき橋1丁目41番地(徳島県農業会議内)

徳島太郎 殿 代表者氏名 組合長 丸山友良 (印)

労働者災害補償保険 給付基礎日額変更申請書
(特別加入)

振票種別
3 6 2 4 5

労働保険番号

府	県	所	管	轄	基	幹	番	号	枝	番	号

※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

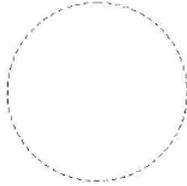
元号 年 月 日

7 平成 7 0 0 0 0 0 0

1~9年は右 1~9月は右 1~9日は右

労働局長 殿

平成 年 月 日



郵便番号 770 - 0939 電話番号 088 - 678 - 5611

住所 徳島市かちどき橋1丁目41番地(徳島県農業会議)
徳島県農業機械等安全推進協議会労働保険事務組合
氏名 組合長 丸山友良 印
(法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名)

下記のとおり給付基礎日額の変更を申請します。

(枚の内 1 枚目)

※ 整理番号	変更を希望する 特別加入者の氏名	現在の給付基礎日額	今回希望する 給付基礎日額

〔注意〕

1. 変更を希望する特別加入者が多数おり氏名欄に記載することができない場合は、続紙を付して記載すること。
2. 「保険加入者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

裏面に記載してある注意
事項をよく読んだ上で、
記入してください。

業務災害用

療養補償給付たる療養の給付請求書

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン	
2	7	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	。
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	ハ	ク
4	9	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ロ	一	

標準字体で記入してください。

※印の欄は記入しないでください。
(職員が記入します)

※	帳票種別 34580	①管轄局番 □□□□	②業種別 1業 3通	③保額 1金レ 3金付	※	④処理区分 □□	
⑤ 労働保険番号 □□□□□□□□□□□□□□□□		⑥ 府県 所管 管轄 基幹 番号 扶番号 □□□□□□□□□□□□□□□□		⑦ 支給・不支給決定年月日 □□□□□□□□□□□□□□□□		⑧ 受付年月日 □□□□□□□□□□□□□□□□	
⑨ 性別 1男 3女		⑩ 労働者の生年月日 □□□□□□□□□□□□□□□□		⑪ 負傷又は発病年月日 □□□□□□□□□□□□□□□□		⑫ 再発年月日 □□□□□□□□□□□□□□□□	
⑬ 労働者の氏名 フリガナ 住所 職種		⑭ 傷病又は発病の時刻 午前 午後 時 分 頃		⑮ 三者 1目 3労 5他		⑯ 特疾 1指定 医府	
⑰ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所 (い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安定な又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したかを詳細に記入してください。		⑱ 指定病院等の名称 所在地		⑲ 電話番号 郵便番号		⑳ 傷病の部位及び状態	
㉑ 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)		㉒ 労働者の所属事業場の名称・所在地		㉓ 電話番号 郵便番号		㉔ 事業主の氏名 (注) 1 労働者の所属事業場の名称・所在地については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載してください。 2 派遣労働者について、療養補償給付のみの請求がなされる場合にあっては、派遣先事業主は、派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ない旨裏面に記載してください。	
上記により療養補償給付たる療養の給付を請求します。		労働基準監督署長 殿		郵便番号		電話番号	
病 院 所 経 由 診 療 局 薬 訪 問 看護 事業 者		請求人の住所 氏名		郵便番号		電話番号	
支 不 支 給 給 決 決 定 決 議 書		署 長		次 長		課 長	
		係 長		係		決定年月日	
調査年月日		復命書番号		第 号		第 号	
不支給の理由		第 号		第 号		第 号	

折り曲げる場合には(4)の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届

労働基準監督署長 殿

年 月 日

（郵便番号）
 病 院 所 由
 診 療 局
 薬 局
 訪問看護事業者

住 所 局 番
 電 話 番 号

届出人の 方

氏 名 ◎

下記により療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等を（変更するので）届けます。

（注 意）
 一、事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
 二、◎は、◎のような場所です。◎のような作業をしているときに、◎のような物、環境又は状態で、
 三、傷病補償年金の支給額が当該傷病に相当するものであるときは、◎のような物、環境又は状態で、
 四、傷病補償年金の支給額が当該傷病に相当するものであるときは、◎のような物、環境又は状態で、
 五、「届出人の氏名」の欄及び「事業主の氏名」の欄は、認名押印することによって、自署による
 署名をすることができ、
 六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
 七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
 八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
 九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
 十、事業主の証明は受ける必要がないこと。

① 労働保険番号				③ 氏 名 （男・女） 生年月日 年 月 日（ 歳） 住 所 職 種	④ 負傷又は発病年月日 年 月 日 午 前 後 時 分頃
府県	所掌	管轄	枝番号		
② 年金証書の番号				⑤ 災害の原因及び発生状況	③の者については、④及び⑥に記載したとおりであることを証明します。 事業の名称 年 月 日 郵便番号（.....） 局 番 事業場の所在地 電話番号 事業主の氏名 ◎ （法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）
管轄局	種別	西暦年	番号		
⑥ 指定病院等の変更	変更前の	名称（ 労災指定医番号）		
	変更後の	名称		
	変更理由			
⑦	傷病補償年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等の	名称		
		所在地		
⑧	傷 病 名			

様式第7号(1)(裏面)

(ロ) 労働者の 所属事業場の 名称・所在地	(ヌ) 負傷又は発病の時刻	(ル) 職名
	午前 午後 時 分 頃	災害発生の 事実を確認 した者の 氏名
(ヲ) 災害の原因及び発生状況 (ア)どのような場所で(イ)どのような作業をしているときに(ウ)どのような物又は環境に(エ)どのような不安全又は有害な状態があつて(オ)どのような災害が発生したかを詳細に記入すること		

療養の内訳及び金額

(注意)

診療内容		点数(点)	診療内容	金額	摘要
初診	時間外・休日・深夜		初診	円	
再診	外来診療料	× 回	再診	円	
	継続管理加算	× 回	指導	円	
	外来管理加算	× 回	その他	円	
	時間外	× 回			
	休日	× 回			
	深夜	× 回			
指導					
在宅	往診	回	食事(基準)	円	
	夜間	回	円× 日間	円	
	緊急・深夜	回	円× 日間	円	
	在宅患者訪問診療	回	円× 日間	円	
	その他	回	小計	円	
	薬剤	回	②		
摘要					
投薬	内服 薬剤	単位			
	調剤	× 回			
	外用 薬剤	単位			
	調剤	× 回			
	処方	× 回			
	麻薬	回			
注射	皮下筋肉内	回			
	静脈内	回			
	その他	回			
処置	薬剤	回			
手術	薬剤	回			
麻酔	薬剤	回			
検査	薬剤	回			
画像診断	薬剤	回			
その他	処方せん	回			
入院	入院年月日	年 月 日			
	病・診・衣	入院基本料・加算	× 日間		
			× 日間		
			× 日間		
			× 日間		
	特定入院料・その他				
小計	点 ①	円	合計金額 ①+②	円	

一、共通の注意事項
 (一)事項を選択する場合は、該当する事項を丸で囲むこと。
 (二)(ウ)及び(ハ)については、その費用についての明細書及び看護移送等をした者の請求書又は領収書添付すること。
 (三)の期間は、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四)は、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載すること。
 (五)は、どのような場所で、どのような作業をしているときに、どのような物又はどのような状況において、どのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること。

二、傷病補償年金の受給権者が当該傷病に係る療養の費用を請求する場合以外の場合の注意事項
 (一)は、記載する必要がないこと。
 (二)は、災害発生の事実を確認した者(確認した者が多数あるときは最初に発見した者)を記載すること。
 (三)及び(ハ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
 (四)第二回以後の請求が離職後である場合には事業主の証明は受ける必要がないこと。
 三、傷病補償年金の受給権者が当該傷病に係る療養の費用を請求する場合の注意事項
 (一)③、④及び(ウ)までは記載する必要がないこと。
 (二)事業主の証明は、事業主の氏名「事業主の氏名」の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄に、記名押印することによって代えて、自筆による署名をすることとする。

派遣先事業主証明欄	派遣元事業主が証明する事項(表面の⑦及び(ヌ)、(ヲ)の記載内容について事実と相違ないことを証明します。		局番
	事業の名称	電話番号	
	年月日	事業場の所在地	郵便番号
	事業主の氏名		印
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)			

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄	削字	印
	加字	

社会保険労務士記載欄	作成年月日提出代行者の表示	氏名	電話番号
		印	

様式第8号(表面)
業務災害用

労働者災害補償保険
休業補償給付支給請求書 第 回
休業特別支給金支給申請書 (同一傷病分)

標準字体

0	1	2	3	4	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
5	6	7	8	9	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン	
					エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	。	
					オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	

○濁点、半濁点は一文字として書いてください。
(例) カ"ハ。

帳票種別 修正項目番号(1) 修正項目番号(2) ①管轄局署

※ 34350

(注意) 一 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならないうちに大きめのカタカナ及びアラビア数字で記入してください。
二 記入すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を漏らす場合は○で囲んでください。(ただし、⑤、⑥欄の元号及び②欄については該事項を記入枠に記入してください。)
三 記入する文字は、左式文字読取装置(OCR)で直接読取りを行いますので、この用紙を汚したり、穴を穿けたり、必要以上に強く折り曲げたりしないでください。

②労働保険番号		府県 所管 管轄 基礎番号 枝番号		③新雇再別		④受付年月日	
⑤労働者の性別		⑥労働者の生年月日		⑦負傷又は発病年月日		⑧業通別	
⑨日雇労働		⑩特支コード		⑪委任支給		⑫特別加入者	
⑬労働者の氏名		⑭郵便番号		⑮平均賃金		⑯特別給与の額	
⑰療養のため労働できなかった期間		⑱療養を受けた日の日数		⑲口座番号		⑳口座名義人	
⑳療養の現況		㉑療養のため労働することができなかったと認められる期間		㉒療養の部位及び傷病名		㉓療養の期間	
㉔療養の経過		㉕療養の現況		㉖療養のため労働することができなかったと認められる期間		㉗療養の現況	
㉘療養の経過		㉙療養の現況		㉚療養のため労働することができなかったと認められる期間		㉛療養の現況	

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します。)
◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。
折り曲げる場合には、この所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

上記により休業補償給付の支給を請求します。
休業特別支給金の支給を申請

年 月 日 住所 (方)
請求人の氏名 印

労働基準監督署長 殿

② 労働者の職種		③ 負傷又は発病の時刻		④ 平均賃金(算定内訳別紙1のとおり)		
		午後 時 分		円 銭		
⑤ 所定労働時間	午後 時 分から	午後 時 分まで	⑥ 休業補償給付額、休業特(平均給与額)別支給金額の改定比率(証明書のとおり)			
⑦ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所で (い)どのような作業をしているときに (う)どのような物又は環境に (え)どのような不安定な又は有害な状態があつて (お)どのような災害が発生したかを詳細に記入すること						
⑧ 厚生年金保険等の受給関係	① 基礎年金番号	⑨ 被保険者資格の取得年月日				
	⑩ 当該傷病に関して支給される年金の種類等	年金の種類	厚生年金保険法の	イロハニホ	年金	
		障害等級	国民年金法の	障害	年金	
		支給される年金の額	船員保険法の	障害	年金	
		支給されることとなった年月日	年 月 日			
		基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード				
		所轄年金事務所等				

一、所定労働時間後に負傷した場合に、③及び④欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。

二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額をこえる場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②欄に記載してください。この場合は、④欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

三、別紙2は、②欄の「賃金を受けなかった日」のうち「業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日(別紙2において「一部休業日」という。が占まれる場合に限り添付してください)。

四、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、④欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。

五、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪欄の事項を証明することができる書類その他の資料を添付する必要があります。

六、事業主の証明は受ける必要はありません。

七、第二回目以降の請求(申請)の場合には、①、②、③及び④欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。

八、別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要はありません。

九、別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要はありません。

十、その請求(申請)が離職後である場合、療養のために労働できなかった期間の全部又は一部が離職前である場合を除く。には、

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄

削 字 印
加 字

六、事業主の証明は受ける必要がないこと。必要ありません。

七、「事業主の氏名」の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄及び「請求人(申請人)」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

社会保険士務記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

労働保険番号				氏名		災害発生日	
府県	所掌管轄	基幹番号	枝番号			年 月 日	

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		年 月 日		常用・日雇の別		常用・日雇		
賃金支給方法		月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制				賃金締切日 毎月 日		
A	月・週その他一定の期間に よって支払ったもの	賃金計算期間		月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	計	
		総日数		日	日	日	(イ) 日	
		賃金	基本賃金		円	円	円	円
			手当					
			手当					
			計		円	円	円	(ロ) 円
B	他の請負制によつて支払ったもの 日若しくは時間又は出来高払制その	賃金計算期間		月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	計	
		総日数		日	日	日	(イ) 日	
		労働日数		日	日	日	(ハ) 日	
		賃金	基本賃金		円	円	円	円
			手当					
			手当					
計			円	円	円	(ニ) 円		
総計		円	円	円	(ホ) 円			
平均賃金		賃金総額(ホ) 円 ÷ 総日数(イ)		=		円 銭		
<p>最低保障平均賃金の計算方法</p> <p>Aの(ロ) 円 ÷ 総日数(イ) = 円 銭 (イ)</p> <p>Bの(ニ) 円 ÷ 労働日数(ハ) × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (ロ)</p> <p>(イ) 円 銭 + (ロ) 円 銭 = 円 銭 (最低保障平均賃金)</p>								
日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	(イ) 労働日数又は労働総日数	(ロ) 賃金総額	平均賃金 $(\text{ロ} \div \text{イ}) \times \frac{73}{100}$			
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額		円	円 銭			
	第4号の場合	従事する事業又は職業						
	第4号の場合	都道府県労働局長が定めた金額		円	円 銭			
漁業及び林業労働者(昭和24年労働省告示第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日		年 月 日	職種	平均賃金協定額 円			
<p>① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額(ホ) - 休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ) - 休業した期間②の(チ)) (円 - 円) ÷ (日 - 日) = 円 銭</p>								

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳					
賃金計算期間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計	
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	日	日	日	(イ) 日	
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間中の賃金	基本賃金	円	円	円	円
	手当				
	手当				
	計	円	円	円	(ロ) 円
休業の事由					

③ 特 別 給 与 の 額	支払年月日	支払額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注 意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間（雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

編集 平成26年2月
発行 徳島県農業会議

農業者のための労災保険特別加入ハンドブック

農業者の労災保険加入の窓口

- 加入の取扱窓口：
- | | |
|-------------|-------------|
| ① J A 徳島市 | ② J A 東とくしま |
| ③ J A あなん | ④ J A かいふ |
| ⑤ J A 板野郡 | ⑥ J A 徳島北 |
| ⑦ J A 大津、 | ⑧ J A 市場町 |
| ⑨ J A 麻植郡 | ⑩ J A 美馬郡 |
| ⑪ J A 阿波みよし | ⑫ J A 名西郡 |
| ⑬ J A 阿波町 | |



※ 上記以外の J A 組合員等が加入する場合は、直接労働保険事務組合が取り扱います。

- お問合せ：770-0939 徳島市かちどき橋1-4-1（徳島県農業会議内）
徳島県農業機械等安全推進協議会
同 労働保険事務組合（特別加入者団体）
電話（088）678-5611 FAX（088）655-8364